

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【事業年度】	第104期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
【会社名】	株式会社第三銀行
【英訳名】	The Daisan Bank , Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 岩 間 弘
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地
【電話番号】	(0598)23-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 井 口 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋1丁目14番7号 株式会社第三銀行東京支店
【電話番号】	(03)3277-3311
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 戸 谷 高 明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 株式会社第三銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅5丁目2番15号) 株式会社第三銀行東京支店 (東京都中央区日本橋1丁目14番7号) 株式会社第三銀行大阪支店 (大阪市中央区南船場1丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前 4 連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	47,531	46,529	43,743	41,391	41,467
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	29,362	3,633	6,403	5,237	3,791
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	27,645	2,298	3,235	2,322	1,996
連結包括利益	百万円	—	—	3,523	4,046	11,037
連結純資産額	百万円	34,740	84,895	87,242	90,205	100,097
連結総資産額	百万円	1,732,353	1,777,928	1,804,091	1,848,876	1,889,549
1株当たり純資産額	円	183.47	291.56	302.72	317.09	369.22
1株当たり当期純利益 金額(は1株当たり 当期純損失金額)	円	152.33	11.28	15.23	10.38	8.59
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	8.98	10.70	6.69	5.78
自己資本比率	%	1.91	4.67	4.72	4.75	5.15
連結自己資本利益率	%	54.84	4.73	5.09	3.32	2.48
連結株価収益率	倍	—	23.40	14.11	16.95	20.93
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	10,343	1,777	39,172	41,250	8,151
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,046	47,758	30,759	33,777	10,315
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,187	21,041	5,176	4,010	2,290
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	57,113	32,173	35,411	38,875	55,053
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,600 [529]	1,631 [515]	1,626 [498]	1,637 [486]	1,582 [517]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がなく、また、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月		平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
経常収益	百万円	40,137	39,752	37,641	35,642	35,845
経常利益 (は経常損失)	百万円	29,592	3,193	6,050	4,846	3,264
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	27,658	2,261	3,251	2,329	1,983
資本金	百万円	22,461	37,461	37,461	37,461	37,461
発行済株式総数	千株	普通株式 184,358	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000
純資産額	百万円	33,219	83,023	85,253	87,816	97,266
総資産額	百万円	1,722,763	1,769,426	1,796,538	1,839,474	1,880,759
預金残高	百万円	1,632,175	1,644,927	1,662,590	1,700,919	1,736,345
貸出金残高	百万円	1,117,361	1,142,876	1,144,082	1,158,731	1,165,788
有価証券残高	百万円	454,311	518,563	548,707	582,408	583,838
1株当たり純資産額	円	183.10	290.88	302.08	316.44	368.46
1株当たり配当額 (内 1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 2.50 (2.50)	普通株式 5.00 (—) A種優先株式 4.23 (—)	普通株式 5.00 (—) A種優先株式 7.91 (—)	普通株式 5.00 (—) A種優先株式 7.35 (—)	普通株式 5.50 (—) A種優先株式 7.30 (—)
1株当たり当期純利益 金額 (は 1株当たり 当期純損失金額)	円	152.28	11.06	15.30	10.41	8.52
潜在株式調整後 1株当 たり当期純利益金額	円	—	8.83	10.75	6.71	5.74
自己資本比率	%	1.92	4.69	4.74	4.77	5.17
自己資本利益率	%	38.90	3.89	5.20	3.38	2.70
株価収益率	倍	—	23.85	14.04	16.89	21.11
配当性向	%	—	45.17	32.66	47.99	64.50
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,491 [425]	1,520 [418]	1,522 [414]	1,528 [409]	1,479 [442]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第104期(平成25年3月)の1株当たり配当額のうち50銭は創立100周年に係る記念配当であります。
3. 第100期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がなく、また、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
5. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【沿革】

昭和2年7月	三重無尽株式会社を熊野市木本町176番地の1に資本金250千円をもって設立
昭和15年3月	三重勤業無尽株式会社(本店所在地 四日市市)を合併
昭和19年3月	共融無尽株式会社(本店所在地 津市)を合併
昭和26年7月	本店を熊野市木本町475番地に移転
昭和26年10月	相互銀行法にもとづく相互銀行業の免許を受け、株式会社第三相互銀行に商号変更
昭和36年10月	当行株式を大阪、名古屋各証券取引所市場第二部に上場
昭和42年10月	本店を現所在地(松阪市京町510番地)に新築移転
昭和48年8月	当行株式、大阪、名古屋各証券取引所市場第一部に指定替え
昭和50年3月	外国為替業務取扱開始
昭和51年2月	社債等登録機関の業務開始
昭和51年4月	第1次オンライン業務開始
昭和54年2月	全銀データー通信システム加盟
昭和54年11月	全国キャッシュサービス(SCS)開始
昭和56年9月	外国為替公認銀行に対する両替店舗の包括許可取得
昭和57年4月	金売買業務の取扱開始
昭和57年10月	第2次総合オンラインシステム移行
昭和58年4月	公共債窓口販売業務開始
昭和59年4月	海外コルレス業務開始
昭和61年6月	公共債ディーリング業務開始
昭和61年12月	東京オフショア市場参加
昭和62年7月	海外コルレス契約包括承認取得
昭和62年10月	債券先物取引の特別参加者資格を取得
昭和63年11月	スワフト(国際銀行間データ通信システム)加盟
平成元年2月	普通銀行に転換し商号を株式会社第三銀行に変更
平成元年3月	ニューヨーク駐在員事務所開設(平成9年10月閉鎖)
平成元年11月	当行株式を東京証券取引所市場第一部に上場
平成3年7月	日本円短期金利先物オプション取引に係る受託業務の認可を取得
平成5年11月	信託代理店業務開始
平成10年12月	投資信託窓口販売の開始
平成12年5月	第3次総合オンラインシステムに移行
平成13年4月	損害保険窓口販売の開始
平成13年7月	「ISO14001」の認証を本店ビル内の本部各部室グループ並びに本店営業部で取得
平成14年10月	生命保険窓口販売の開始
平成15年6月	大阪証券取引所への上場を廃止
平成17年9月	証券仲介業務の開始
平成19年7月	「ISO14001」の認証を事務センター、教育センター並びに当行連結子会社6社で取得
平成21年9月	第三者割当方式によるA種優先株式300億円発行
平成24年12月	管理センター新築

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社 6 社で構成され、銀行業を中心に、リース業、その他の金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第 5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを中心に、高度化・多様化するお客様のニーズに応えることにより、地域金融機関として地域社会に奉仕し、お客様に信頼され、親しまれる銀行になることを目指して、主にリテール部門を中心に積極的に取り組んでおり、当行グループの中核と位置づけております。

〔リース業〕

三重リース㈱においては、総合リース業務を行っております。

〔その他〕

三銀ビジネスサービス㈱においては、主に現金整理業務等を行っております。

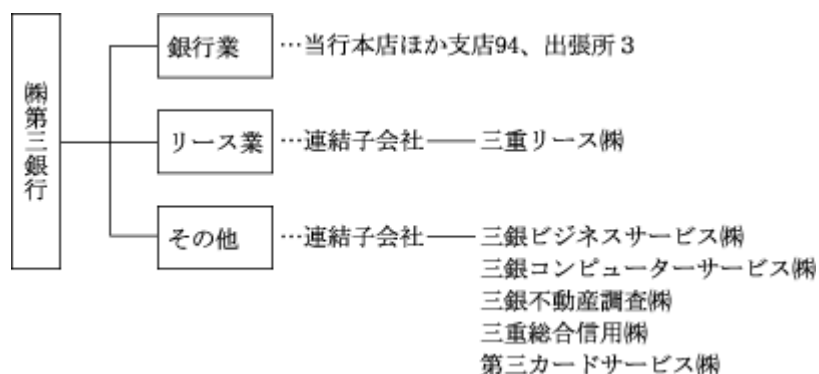
三銀コンピューターサービス㈱においては、計算受託業務を行っております。

三銀不動産調査㈱においては、担保不動産評価業務を行っております。

三重総合信用㈱においては、信用保証業務を行っております。

第三カードサービス㈱においては、クレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結 子会社) 三銀ビジ ネスサー ビス株式 会社	三重県 松阪市	30	そ の 他 (現金整 理業務)	100.00 (—) 〔—〕	4 (1)	—	預金取引 関係 業務委託 関係	提出会社 の建物の 一部を借 用	—
三銀コン ピュー ターサー ビス株式 会社	三重県 松阪市	20	そ の 他 (コン ピュー ターによ る計算受 託業務)	100.00 (—) 〔—〕	4 (2)	—	預金取引 関係 業務委託 関係	提出会社 の建物の 一部を借 用	—
三銀不動 産調査株 式会社	三重県 松阪市	20	そ の 他 (担保不 動産評価 業務)	100.00 (—) 〔—〕	4 (1)	—	預金取引 関係 業務委託 関係	提出会社 の建物の 一部を借 用	—
三重総合 信用株式 会社	三重県 松阪市	40	そ の 他 (信用保 証業務)	28.75 (23.75) 〔43.75〕	4 (1)	—	預金取引 関係 保証関係	—	—
第三カー ドサービ ス株式会 社	三重県 松阪市	20	そ の 他 (クレ ジット カード業 務)	76.25 (71.25) 〔23.75〕	4 (0)	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 保証関係	—	—
三重リー ス株式会 社	三重県 松阪市	80	リース業	56.87 (51.87) 〔19.00〕	4 (1)	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 リース取 引関係	—	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記連結子会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。

3. 上記連結子会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。

4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

6. 三重リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えておりますが、セグメント情報の経常収益に占める当該連結子会社の経常収益(セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む。)の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成25年 3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	1,479 〔 442 〕	19 〔 9 〕	84 〔 66 〕	1,582 〔 517 〕

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員605人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成25年 3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,479 〔 442 〕	39.2	16.5	6,068

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員518人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、第三銀行従業員組合及び第三銀行労働組合と称し、組合員数は第三銀行従業員組合 5人、第三銀行労働組合1,114人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 経営理念

当行は「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」「逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行」「個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行」を経営理念として掲げ、次のような考え方のもとに株主様、お客様、地域の皆様をはじめとする社会から強く支持される経営の実践に努めております。

・地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行

これは当行の社会的使命を表わしたものです。私たちを生み育てていただいた地域社会と、そこに住む人々に報いる気持ちを常に持ち、地域経済・文化の発展や豊かさの向上のために奉仕し、貢献していくことに努力してまいります。同時にコンプライアンスを重視し、実践していくことで社会からの信頼にお応えしてまいります。また、今後ますます多様化するニーズを先取りして十分なサービスを提供することにより、みなさまに親しまれ愛される地域のベストバンクを目指します。

・逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行

これは当行のあるべき姿を表わしたものです。金融自由化の進展等、環境の変化に対して勇氣と活力、豊かな創造力と企画力をもってこれに対応してまいります。バイタリティーと時代の変化に即応する柔軟性、創造力をもって多様化するお客様のニーズにお応えしながら、強固にかつ、着実に発展する地域のベストバンクを目指します。

・個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行

これは当行の行員と職場のあるべき姿を表わしたものです。行員一人一人の個性を尊重し、互いに良い点を育て伸ばし、生き生きとした明るい、そして仕事のやり甲斐のある職場を築いていこうというものです。そのため、組織の中で自らの役割と責任を自覚し、組織と規律を重んじコンプライアンスを実践するとともに、気配りや心づかいを大切にした職場作りを目指します。

(2) 当期の概況

当期の国内経済は、世界経済の減速などを背景に輸出が減少する中、公共投資や個人消費など内需が景気を下支えしましたが、景気は足踏み状態が続きました。しかし、政権交代後はアベノミクスへの期待からマインドは改善し、期末にかけ景気は持ち直しました。

需要項目別に見ると、輸出は、欧州債務危機の影響が中国などアジア新興国経済にも波及したうえに、円高や中国の反日デモも重なり減少しました。

一方、内需を見ると、個人消費はエコカー補助金終了による反動減はありましたが、全般的に底堅く推移しました。また、東日本大震災の復興事業の本格化から公共投資は増加しました。住宅建設は、住宅ローン金利の低下などの追い風もあり、底堅く推移しました。

このような情勢のもと、鉱工業生産は、輸出が減少したことやエコカー補助金終了に伴う自動車の生産調整などから減少しましたが、期末にかけては持ち直しました。雇用情勢は、有効求人倍率は徐々に改善しましたが、完全失業率は4%台で推移しており、依然厳しい状況が続きました。

物価動向については、国内企業物価は世界経済の減速を背景に原油など資源価格が下落したことから前年同月比マイナスで推移しましたが、海外経済の持ち直しとともに下落幅は縮小しました。消費者物価（生鮮食品を除く）は、エネルギー価格の上昇はありましたが、デジタル家電などの値下がりが大きく、マイナス基調で推移しました。

なお、三重県内の鉱工業生産は全国を上回る勢いで持ち直しましたが、持ち直しのペースは次第に鈍化し、期末にかけては横ばいとなりました。雇用情勢は、有効求人倍率は全国水準を上回って推移していましたが、次第に弱い動きとなりました。

金融情勢については、日本銀行はデフレ脱却に向け、国債の買入れ額を増加するなど金融緩和政策を一段と強化しました。このような状況のもと、無担保コール翌日物金利は引き続き0.1%を下回る水準で推移しました。長期金利（新発10年物国債利回り）は、期初には、1.0%台で推移していましたが、欧州債務危機への懸念などから安全資産である国債へ資金が流れ、金利は低下しました。政権交代後は、デフレ脱却に向けた更なる金融緩和強化への期待感から、期末にかけて0.5%台まで低下しました。

また、円相場（対米ドル相場）は、期初は80円台前半で推移していましたが、米国経済の減速懸念からリスク回避的に次第に円が買われ、概ね1ドル70円台後半の円高水準で推移していましたが、しかし、政権交代後は金融緩和政策の強化への期待感から円高は修正され、期末には95円前後まで円安が進行しました。

このような経営環境のもと、株主ならびに取引先の皆様方のご支援をいただきながら、役職員一同一致協力して業績の向上と確固たる経営基盤の拡充に努めました結果、次のような業績となりました。

当行の連結ベースの業績は、次のようになりました。

預金につきましては、前連結会計年度末比352億円増加し、当連結会計年度末残高は1兆7,319億円となりました。

貸出金につきましては、前連結会計年度末比69億円増加し、当連結会計年度末残高は1兆1,622億円となりました。

有価証券につきましては、前連結会計年度末比14億円増加し、当連結会計年度末残高は5,840億円となりました。

預かり資産につきましては、国債保護預かり残高は前連結会計年度末比77億円減少いたしました。投資信託預り残高は前連結会計年度末比23億円増加いたしました。一時払生命保険販売額は好調に推移し、当連結会計年度で361億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、貸出金利回りや有価証券利回りの低下に伴い資金運用収益は減少したものの、国債等債券価格の上昇により国債等債券売却益が増加したことなどから、前連結会計年度比76百万円増加し、414億67百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息などの資金調達費用は減少したものの、基幹系システムの更改に係る経費が増加したことなどから、前連結会計年度に比べ15億21百万円増加し、376億75百万円となりました。以上の結果、経常利益は前連結会計年度に比べ14億46百万円減少し37億91百万円、当期純利益は前連結会計年度に比べ3億26百万円減少し19億96百万円となりました。

セグメントごとの情報につきましては、銀行業における当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度に比べ2億3百万円増加し358億45百万円、セグメント利益は15億82百万円減少して32億64百万円となりました。リース業における当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度比3億19百万円減少して56億11百万円、セグメント利益は1億47百万円増加し2億65百万円となりました。その他における当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度に比べ2億66百万円減少し17億7百万円、セグメント利益は1億30百万円減少して3億11百万円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ330億99百万円減少し、81億51百万円のプラスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、前連結会計年度に比べ440億92百万円増加し、103億15百万円のプラスとなりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ17億20百万円増加し、22億90百万円のマイナスとなりました。

その結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ161億77百万円増加し、550億53百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内業務部門の資金運用収支が前連結会計年度比13億3百万円、国際業務部門の資金運用収支が49百万円それぞれ減少したため、合計で前連結会計年度比13億52百万円減少して239億49百万円となりました。また、役務取引等収支は、合計で前連結会計年度比51百万円増加して31億43百万円となり、その他業務収支は合計で前連結会計年度比17億38百万円増加して30億99百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	23,828	1,473	—	25,301
	当連結会計年度	22,525	1,424	—	23,949
うち資金運用収益	前連結会計年度	27,381	1,671	161	28,890
	当連結会計年度	25,552	1,610	138	27,024
うち資金調達費用	前連結会計年度	3,553	198	161	3,589
	当連結会計年度	3,027	186	138	3,074
役務取引等収支	前連結会計年度	3,057	35	—	3,092
	当連結会計年度	3,112	31	—	3,143
うち役務取引等収益	前連結会計年度	4,861	49	—	4,910
	当連結会計年度	4,985	42	—	5,028
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,804	13	—	1,818
	当連結会計年度	1,873	11	—	1,884
その他業務収支	前連結会計年度	1,160	201	—	1,361
	当連結会計年度	2,948	151	—	3,099
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,783	201	—	1,984
	当連結会計年度	3,291	154	—	3,445
うちその他業務費用	前連結会計年度	622	—	—	622
	当連結会計年度	343	3	—	346

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度3百万円、当連結会計年度3百万円)を控除して表示しております。
3. 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

国内業務部門

国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比242億93百万円増加して1兆7,377億74百万円となりました。資金運用利回りは、前連結会計年度比0.12%低下して1.47%となりました。

一方、国内業務部門の資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比234億83百万円増加して1兆7,089億99百万円となりました。資金調達利回りは、前連結会計年度比0.04%低下して0.17%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(56,384) 1,713,481	(161) 27,381	1.59
	当連結会計年度	(55,296) 1,737,774	(138) 25,552	1.47
うち貸出金	前連結会計年度	1,117,979	21,563	1.92
	当連結会計年度	1,124,070	20,405	1.81
うち商品有価証券	前連結会計年度	822	10	1.33
	当連結会計年度	779	10	1.35
うち有価証券	前連結会計年度	500,971	5,578	1.11
	当連結会計年度	521,993	4,936	0.94
うちコールローン	前連結会計年度	34,341	40	0.11
	当連結会計年度	32,446	38	0.11
うち預け金	前連結会計年度	2,983	2	0.06
	当連結会計年度	3,189	2	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	1,685,516	3,553	0.21
	当連結会計年度	1,708,999	3,027	0.17
うち預金	前連結会計年度	1,649,370	3,078	0.18
	当連結会計年度	1,678,897	2,704	0.16
うちコールマネー	前連結会計年度	27	0	0.12
	当連結会計年度	432	0	0.11
うち借入金	前連結会計年度	27,328	215	0.78
	当連結会計年度	26,342	183	0.69

(注) 1. 平均残高は原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引であります。

3. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度1,881百万円、当連結会計年度1,977百万円)及び利息(前連結会計年度3百万円、当連結会計年度3百万円)を控除して表示しております。

4. ()内は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比 3 億47百万円増加して640億78百万円となりました。資金運用利回りは、前連結会計年度比0.11%低下して2.51%となりました。

一方、国際業務部門の資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比 1 億95百万円増加して646億12百万円となりました。資金調達利回りは、前連結会計年度比0.02%低下して0.28%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	63,731	1,671	2.62
	当連結会計年度	64,078	1,610	2.51
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	62,019	1,656	2.67
	当連結会計年度	62,199	1,596	2.56
うちコールローン	前連結会計年度	3	0	0.12
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(56,384) 64,417	(161) 198	0.30
	当連結会計年度	(55,296) 64,612	(138) 186	0.28
うち預金	前連結会計年度	8,019	35	0.44
	当連結会計年度	9,303	47	0.51

- (注) 1. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。
2. ()内は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
3. 国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,777,213	56,384	1,720,828	29,052	161	28,890	1.67
	当連結会計年度	1,801,853	55,296	1,746,557	27,163	138	27,024	1.54
うち貸出金	前連結会計年度	1,117,979	—	1,117,979	21,563	—	21,563	1.92
	当連結会計年度	1,124,070	—	1,124,070	20,405	—	20,405	1.81
うち商品有価証券	前連結会計年度	822	—	822	10	—	10	1.33
	当連結会計年度	779	—	779	10	—	10	1.35
うち有価証券	前連結会計年度	562,990	—	562,990	7,234	—	7,234	1.28
	当連結会計年度	584,192	—	584,192	6,532	—	6,532	1.11
うちコールローン	前連結会計年度	34,344	—	34,344	40	—	40	0.11
	当連結会計年度	32,446	—	32,446	38	—	38	0.11
うち預け金	前連結会計年度	2,983	—	2,983	2	—	2	0.06
	当連結会計年度	3,189	—	3,189	2	—	2	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	1,749,933	56,384	1,693,549	3,751	161	3,589	0.21
	当連結会計年度	1,773,611	55,296	1,718,315	3,213	138	3,074	0.17
うち預金	前連結会計年度	1,657,389	—	1,657,389	3,114	—	3,114	0.18
	当連結会計年度	1,688,200	—	1,688,200	2,751	—	2,751	0.16
うちコールマネー	前連結会計年度	27	—	27	0	—	0	0.12
	当連結会計年度	433	—	433	0	—	0	0.11
うち借入金	前連結会計年度	27,328	—	27,328	215	—	215	0.78
	当連結会計年度	26,342	—	26,342	183	—	183	0.69

(注) 1. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2. 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度1,881百万円、当連結会計年度1,977百万円)及び利息(前連結会計年度3百万円、当連結会計年度3百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内部門・国際部門別役務取引の状況

役務取引等収益は前連結会計年度比 1 億18百万円増加して50億28百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前連結会計年度比66百万円増加して18億84百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	4,861	49	—	4,910
	当連結会計年度	4,985	42	—	5,028
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,236	—	—	1,236
	当連結会計年度	1,297	—	—	1,297
うち為替業務	前連結会計年度	1,134	47	—	1,181
	当連結会計年度	1,122	40	—	1,162
うち証券関連業務	前連結会計年度	508	—	—	508
	当連結会計年度	463	—	—	463
うち代理業務	前連結会計年度	1,157	—	—	1,157
	当連結会計年度	1,346	—	—	1,346
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	102	—	—	102
	当連結会計年度	105	—	—	105
うち保証業務	前連結会計年度	722	2	—	725
	当連結会計年度	649	2	—	652
役務取引等費用	前連結会計年度	1,804	13	—	1,818
	当連結会計年度	1,873	11	—	1,884
うち為替業務	前連結会計年度	244	13	—	258
	当連結会計年度	242	11	—	253

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 国内、国際部門における相殺消去額はありません。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,687,539	9,107	1,696,646
	当連結会計年度	1,721,470	10,450	1,731,920
うち流動性預金	前連結会計年度	612,839	—	612,839
	当連結会計年度	641,368	—	641,368
うち定期性預金	前連結会計年度	1,070,313	—	1,070,313
	当連結会計年度	1,075,617	—	1,075,617
うちその他	前連結会計年度	4,385	9,107	13,493
	当連結会計年度	4,484	10,450	14,935
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
総合計	前連結会計年度	1,687,539	9,107	1,696,646
	当連結会計年度	1,721,470	10,450	1,731,920

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,155,242	100.00	1,162,241	100.00
製造業	153,147	13.26	143,126	12.31
農業, 林業	3,651	0.32	3,721	0.32
漁業	2,068	0.18	2,130	0.18
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1,230	0.11	185	0.02
建設業	80,025	6.93	77,073	6.63
電気・ガス・熱供給・水道業	9,386	0.81	13,874	1.19
情報通信業	6,800	0.59	7,417	0.64
運輸業, 郵便業	41,872	3.62	41,807	3.60
卸売業, 小売業	114,979	9.95	113,961	9.80
金融業, 保険業	65,060	5.63	76,795	6.61
不動産業, 物品賃貸業	157,046	13.59	163,293	14.05
各種サービス業	125,041	10.82	121,865	10.49
地方公共団体	80,021	6.93	81,940	7.05
その他	314,909	27.26	315,047	27.11
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,155,242	—	1,162,241	—

(注) 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	291,808	—	291,808
	当連結会計年度	293,845	—	293,845
地方債	前連結会計年度	61,825	—	61,825
	当連結会計年度	48,911	—	48,911
社債	前連結会計年度	121,789	—	121,789
	当連結会計年度	126,749	—	126,749
株式	前連結会計年度	25,170	—	25,170
	当連結会計年度	28,110	—	28,110
その他の証券	前連結会計年度	17,032	64,992	82,025
	当連結会計年度	19,897	66,561	86,459
合計	前連結会計年度	517,626	64,992	582,618
	当連結会計年度	517,514	66,561	584,075

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	29,051	29,573	522
経費(除く臨時処理分)	21,053	21,980	927
人件費	11,881	11,811	70
物件費	8,301	9,265	964
税金	869	903	34
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7,998	7,592	406
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,998	7,592	406
一般貸倒引当金繰入額	631	433	1,064
業務純益	8,629	7,158	1,471
うち債券関係損益	1,238	2,861	1,623
臨時損益	3,783	3,894	111
株式等関係損益	406	233	173
不良債権処理額	2,784	3,355	571
貸出金償却	0	—	0
個別貸倒引当金繰入額	2,448	3,036	588
偶発損失引当金繰入額	19	71	90
その他	354	247	107
償却債権取立益	1	10	9
その他臨時損益	594	314	280
経常利益	4,846	3,264	1,582
特別損益	641	26	615
うち固定資産処分損益	39	18	21
税引前当期純利益	4,204	3,238	966
法人税、住民税及び事業税	51	601	550
法人税等調整額	1,823	653	1,170
法人税等合計	1,874	1,254	620
当期純利益	2,329	1,983	346

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

[次へ](#)

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	9,872	9,842	30
退職給付費用	1,168	824	344
福利厚生費	57	58	1
減価償却費	1,790	2,301	511
土地建物機械賃借料	926	707	219
営繕費	68	87	19
消耗品費	204	227	23
給水光熱費	193	196	3
旅費	45	46	1
通信交通費	935	941	6
広告宣伝費	238	269	31
租税公課	869	903	34
その他	5,382	6,183	801
計	21,754	22,590	836

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.58	1.46	0.12
(イ)貸出金利回	1.90	1.80	0.10
(ロ)有価証券利回	1.11	0.94	0.17
(2) 資金調達原価	1.44	1.44	0.00
(イ)預金等利回	0.18	0.16	0.02
(ロ)外部負債利回	0.57	0.47	0.10
(3) 総資金利鞘 -	0.14	0.02	0.12

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」= コールマネー + 借入金

3. R O E (単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	13.54	12.50	1.04
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	13.54	12.50	1.04
業務純益ベース	14.67	11.74	2.93
当期純利益ベース	3.38	2.70	0.68

(注) R O E は以下の計算式にて算出しております。

業務純益(当期純利益) - 優先株式配当金総額

$$\frac{\text{業務純益(当期純利益) - 優先株式配当金総額}}{\text{純資産の部期中平均残高 - 優先株式に係る資本金、資本準備金の期中平均残高 - 新株予約権期中平均残高}} \times 100$$
[前へ](#) [次へ](#)

４．預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,700,919	1,736,345	35,426
預金(平残)	1,662,622	1,692,609	29,987
貸出金(末残)	1,158,731	1,165,788	7,057
貸出金(平残)	1,122,465	1,127,566	5,101

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,365,441	1,385,317	19,876
法人	335,477	351,027	15,550
計	1,700,919	1,736,345	35,426

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	315,142	320,441	5,299
その他ローン残高	18,268	17,409	859
計	333,410	337,850	4,440

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	915,234	921,148	5,914
総貸出金残高	百万円	1,158,731	1,165,788	7,057
中小企業等貸出金比率	/ %	78.98	79.01	0.03
中小企業等貸出先件数	件	61,155	60,730	425
総貸出先件数	件	61,437	60,992	445
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.54	99.57	0.03

(注) １．貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

２．中小企業等とは、資本金３億円(ただし、卸売業は１億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は５千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

５．債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	64	259	53	243
保証	641	2,798	563	2,245
計	705	3,058	616	2,489

６．内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	4,564	2,822,329	4,558	2,872,107
	各地より受けた分	5,000	2,794,693	5,068	2,906,599
代金取立	各地へ向けた分	64	98,108	63	103,136
	各地より受けた分	65	102,862	64	109,415

７．外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	265	276
	買入為替	74	85
被仕向為替	支払為替	57	54
	取立為替	23	22
計		420	439

[前へ](#) [次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	37,461	37,461
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	32,749	32,743
	利益剰余金	6,393	7,061
	自己株式()	1,154	1,146
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額()	1,361	1,448
	その他有価証券の評価差損()	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	30
	連結子法人等の少数株主持分	2,293	2,711
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額()	—	—
	のれん相当額()	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額()	—	—
	計 (A)	76,382	77,412
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,079	3,069
	一般貸倒引当金	4,402	4,665
	負債性資本調達手段等	8,300	8,300
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	8,300	8,300
	計	15,781	16,034
うち自己資本への算入額 (B)		15,781	16,034
控除項目	控除項目(注4) (C)	286	286
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	91,877	93,160
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	875,056	888,739
	オフ・バランス取引等項目	4,714	5,648
	信用リスク・アセットの額 (E)	879,770	894,387
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	54,792	53,526
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,383	4,282
計 (E)+(F) (H)		934,563	947,913
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		9.83	9.82
(参考) Tier1比率 = A / H × 100(%)		8.17	8.16

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

[前へ](#) [次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年 3月31日	平成25年 3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	37,461	37,461
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	15,000	15,000
	その他資本剰余金	17,761	17,761
	利益準備金	508	777
	その他利益剰余金	5,740	6,120
	その他	—	—
	自己株式()	1,116	1,120
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額()	1,347	1,435
	その他有価証券の評価差損()	—	—
	新株予約権	—	30
	営業権相当額()	—	—
	のれん相当額()	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額()	—	—
	計 (A)	74,007	74,596
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,079	3,069
	一般貸倒引当金	3,826	4,259
	負債性資本調達手段等	8,300	8,300
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	8,300	8,300
	計	15,205	15,628
	うち自己資本への算入額 (B)	15,205	15,628
控除項目	控除項目(注4) (C)	286	286
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	88,927	89,939
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	863,613	877,310
	オフ・バランス取引等項目	4,705	5,642
	信用リスク・アセットの額 (E)	868,319	882,952
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	53,226	52,042
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,258	4,163
	計(E) + (F) (H)	921,545	934,995
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		9.64	9.61
(参考) Tier1比率 = A / H × 100(%)		8.03	7.97

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成24年 3月31日	平成25年 3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	62	57
危険債権	189	222
要管理債権	23	25
正常債権	11,450	11,480

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

国内経済は、消費マインドが改善していることや復興関連の公共事業が増加していることなどから、足元では持ち直しの動きが見られ、前年中の景気後退局面から脱し、緩やかな回復を続けるものと思われる。しかしながら、円安による原油等の燃料や原材料の価格の上昇や欧州債務問題の再燃など景気を下押しする懸念材料もあり、当行の主たる取引先である中小企業の業況は今後も厳しい状況が続くものと思われる。これに金融機関間の競争がますます激化していることも加わり、私ども金融機関をとりまく経営環境は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、当行は、中小規模事業者向け貸出の増強や預り資産の販売強化などの積極的な営業努力により、収益の確保を図っていく必要があります。また、強固な財務基盤を維持し、地域への円滑な資金供給等を通じて、地域経済の活性化に持続的に貢献していかなければならないと考えております。

当行では、平成24年度を新たな飛躍のスタートと位置付けたうえで、地域の未来を切り拓く金融機関として、お客様とともに成長し地域経済の活性化を図っていくため、そのビジョンを「地域に根ざしお客様とともに成長する銀行」とする「新世紀第1次中期経営計画」（100年からのTAKE OFF～地域とともに～飛躍のステージver. 1）をスタートさせました。2年目となるこの「新世紀第1次中期経営計画」を踏まえ、101年目を迎えた当行がさらに飛躍し続けられますよう、地域密着型金融の取組み、すなわち、地域になくなくてはならない銀行として存在価値を高める取組みを実施してまいります。

具体的には、地域の中小規模事業者等のお客様との繋がりを、より長期的なスタンスでのリレーションシップバンキングを基本とする形に発展させ、より密接で安定的な取引基盤の確立・強化を図るとともに、個人のお客様に対しては、営業チャネルやサービス内容を拡充し、多様なニーズに的確に対応してまいります。

以上のとおり、「新世紀第1次中期経営計画」のビジョンである「地域に根ざしお客様とともに成長する銀行」の実現を図るため、役職員一同総力を結集してまいりますので、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、第三銀行グループ全体といたしましても、積極的に業務の見直しを行うなどグループ全体の効率化を図るとともに、より質の高いサービスの提供を目指し、地域経済の発展にグループの総力を結集していく所存であります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

また、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

１．リスク管理体制

当行は、取締役会で決議されたリスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等につきまして、それぞれの基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置しています。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの６つのリスク管理執行グループを設け、各種リスクについて各管理担当部署を定め適正な管理を実施しております。これらを統合的に管理するため管理方針及び管理規定を定めるとともに、統合的なリスク管理部署としてリスク管理部を設置し、銀行全体のリスクを管理・統合する体制を整備しています。

２．当行が対応すべきリスク

当行が管理すべき重要なリスクを挙げると、次の６つのリスクがあります。

- （１）信用リスク.....取引先が倒産等により債務を履行できなくなるリスクです。
- （２）市場関連リスク...金利や為替、株式などで相場等の市場リスク要因が変動することにより、金融商品の時価が変動するリスクです。
- （３）流動性リスク.....手許資金が減少し、取引の決済に支障をきたすようなリスクと、市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり、解消することができないリスクです。
- （４）事務リスク.....事務処理上のミスや事故等のトラブルから生じるリスクです。
- （５）システムリスク...コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備等により被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより被るリスクです。
- （６）法務リスク.....法令等違反、各種取引上の法律関係における不確実性、解釈の相違及び不完全な認識により損失を被るリスクです。

３．リスクの顕在化による財務面への影響

上記リスクが顕在化した場合には、当行の財務の状態に次のような影響を及ぼす可能性があります。

（１）信用リスク

不良債権の状況

当行は不良債権を抱えておりますが、不良債権の縮小を図るため、償却、引当の強化、オフバランス化の促進等組織をあげて取り組んでおります。しかしながら、日本の景気の動向、不動産価格の変動及び当行融資先の経営状況の変動等によって、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績及び財務状態に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提・見積りを上回り、貸倒引当金が不十分となるおそれがあります。また、経済、景気全般の悪化により設定した前提・見積りを変更せざるを得なくなり、あるいは担保価値の下落その他の予想し得ない理由により、当行が貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

(2) 市場関連リスク

当行は、国債等を中心として株式を含む有価証券への投資業務を行っておりますので、当行の業績及び財務状態はこのような投資業務に伴うリスクにさらされております。リスクとしては、金利、為替レート、株価及び債券相場の変動等があげられます。例えば、金利が急上昇した場合、当行が保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を与えるとともに自己資本比率の低下を招くおそれもあります。

(3) 流動性リスク

悪質な風評が発生し短期間に大量の預金払い出されることにより、手許資金が不足し取引の決済に支障をきたしたり、あるいは市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり解消することができない場合、予期しない資金調達費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事務リスク

事務処理やシステム上のトラブルから、予期しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムリスク

自行や他行のコンピュータの故障によるトラブルから、予期しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法務リスク

法律に反する行為、不適切な内容の契約の締結等から、経済的損失が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 . その他のリスク

上記 6 つの重要なリスクに加え、当行には財務面に影響を与えるリスクとして次のようなリスクがあります。

(1) 自己資本比率に係るリスク

当行は海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準である4%以上に維持しなければなりません。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合は、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなり、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当行の自己資本比率に影響を与える要因には、当行が管理すべき6つのリスクの顕在化による影響以外に、次の事項が考えられます。

繰延税金資産の算出における予測・仮定と実際の結果との乖離が発生する状況

当行の既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることについての困難な状況

自己資本比率の基準及び算定方法の変更

その他の不利益な展開

(2) 繰延税金資産に関わるリスク

繰延税金資産は、様々な予測・仮定に基づき、将来の課税所得を合理的かつ保守的に見積もって計算していますが、実際の結果が前提とした予測・仮定と異なる場合があります。その結果、繰延税金資産の一部、または全部が回収できないと判断された場合、繰延税金資産は減額され、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法人税率が引き下げられた場合、繰延税金資産の減額が生じ、短期的には当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務に関わるリスク

年金資産の運用利回が低下した場合や、予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付費用が増加し、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 規制変更に関わるリスク

当行は、銀行法をはじめ、現時点の法令・規制等に従い業務を遂行しておりますが、将来的に、法律・規制等の変更が行われた場合、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 風評リスク

市場や顧客の間で、当行に対する否定的な風評が流布された場合、資金調達が困難になるなど、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新型インフルエンザ等の流行によるリスク

新型インフルエンザ等、毒性や感染力の強い疫病の流行により、営業規模の縮小を余儀なくされ機会損失を被るなど、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 営業基盤とする地域経済が低迷するリスク

当行は、東海・近畿地域を主たる営業基盤としております。そのため、これらの地域経済が低迷した場合には、取引先の信用状況の悪化や担保価値の低下等により信用コストが増加し、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 災害等のリスク

大規模な地震やそれに伴う津波あるいは台風等の自然災害の発生により、営業の一時休止、建物等の損壊、営業体制の復旧等に多大な支出を余儀なくされたり、取引先の業況悪化などにより信用リスクが増大するなど、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 格付低下のリスク

当行では、外部格付機関による格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、資本や資金調達において条件の悪化等が生じ、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

当連結会計年度の財政状態および経営成績の分析は、以下のとおりであります。

当連結会計年度は、貸出金利回りや有価証券利回りが低下したことにより、資金利益が減少したことや基幹システムの更改に係る経費が増加したことなどから、当期純利益は19億96百万円となりました。

当連結会計年度における主な項目の具体的な分析は、以下のとおりであります。

< 損益の概要（連結） >

	前連結会計年度 (百万円)(A)	当連結会計年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	29,756	30,193	437
資金利益	25,301	23,949	1,352
役務取引等利益	3,092	3,143	51
その他業務利益	1,361	3,099	1,738
営業経費	21,690	22,996	1,306
貸倒償却引当費用	2,202	3,798	1,596
一般貸倒引当金繰入額	750	262	1,012
不良債権処理額	2,958	3,548	590
貸出金償却	14	9	5
個別貸倒引当金繰入額	2,609	3,218	609
偶発損失引当金繰入額	19	71	90
その他	354	247	107
償却債権取立益	5	13	8
株式等関係損益	577	363	214
株式等売却益	308	565	257
株式等売却損	736	510	226
株式等償却	149	418	269
その他の臨時損益	48	756	804
経常利益	5,237	3,791	1,446
特別損益	678	10	668
税金等調整前当期純利益	4,558	3,780	778
法人税、住民税及び事業税	277	775	498
法人税等調整額	1,863	771	1,092
法人税等合計	2,140	1,547	593
少数株主損益調整前当期純利益	2,417	2,232	185
少数株主利益	95	236	141
当期純利益	2,322	1,996	326

1. 経営成績の分析

(1) 業務内容

当連結会計年度の業務粗利益は、前連結会計年度に比べ資金利益が13億52百万円減少したものの、役務取引等利益が51百万円、その他業務利益が17億38百万円それぞれ増加したことから、前連結会計年度比4億37百万円増加し301億93百万円となりました。資金利益の減少要因は、預金利息等の資金調達費用は減少したものの、貸出金利回りや有価証券利回りが低下したことなどにより資金運用収益が減少したことによるものであります。また、役務取引等利益の増加要因は、生命保険の窓口販売が好調であったことなどによるものであります。その他業務利益の増加要因は、国債等債券損益が増加したことなどによるものであります。

営業経費は、基幹系システムの更改に係る経費が増加したことなどから、前連結会計年度比13億6百万円増加し229億96百万円となりました。

貸倒償却引当費用については、不良債権処理額は、前連結会計年度比5億90百万円増加し、また、一般貸倒引当金繰入額は、貸倒実績率が上昇したことなどから2億62百万円の繰入となり、戻入となっていた前連結会計年度と比較すると10億12百万円の費用増加となりました。その結果、貸倒償却引当費用は前連結会計年度比15億96百万円増加し37億98百万円となりました。

株式等関係損益は、前連結会計年度比2億14百万円改善し3億63百万円となりました。また、その他の臨時損益は、前連結会計年度比8億4百万円増加し7億56百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度比14億46百万円減少し37億91百万円となりました。また、固定資産処分損益等の特別損益や税金等を調整した結果、当期純利益は、前連結会計年度比3億26百万円減少し19億96百万円となりました。

(2) 貸倒償却引当費用

不良債権処理額については、保守的に債務者区分を見直した結果、個別貸倒引当金繰入額が前連結会計年度比6億9百万円増加したことなどから、前連結会計年度比5億90百万円増加し35億48百万円となりました。

それに伴い、一般貸倒引当金繰入額は、貸倒実績率が上昇したことなどから、2億62百万円の繰入となり、7億50百万円の戻入となっていた前連結会計年度と比較すると10億12百万円の費用増加となりました。

以上の結果、貸倒償却引当費用は、前連結会計年度比15億96百万円増加し37億98百万円となりました。

(3) 株式等関係損益

株式等関係損益については、株式等売却益は、前連結会計年度に比べ2億57百万円増加し5億65百万円となり、株式等売却損は、2億26百万円減少し5億10百万円となりました。また、株式等償却は、前連結会計年度に比べ2億69百万円増加し4億18百万円となりました。

以上の結果、株式等関係損益は、前連結会計年度比2億14百万円改善し3億63百万円となりました。

２．財政状態の分析

（１）貸出金

貸出金は、銀行本体において、事業者向け貸出や住宅ローン等を推進したことなどから、前連結会計年度末比69億99百万円増加し１兆1,622億41百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
貸出金残高	1,155,242	1,162,241	6,999
うち住宅ローン残高	315,142	320,441	5,299

当行グループのリスク管理債権は、経営改善支援先において、計画通り改善が進んでいない取引先について債務者区分の見直しを実施したことなどから、前連結会計年度末比29億93百万円増加し、310億98百万円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は、リスク管理債権額が増加したため、前連結会計年度末比0.24ポイント上昇し、2.67%となりました。

○ リスク管理債権の状況

		前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
リスク 管理債権	破綻先債権	710	879	169
	延滞債権	24,985	27,634	2,649
	３カ月以上延滞債権	1,102	747	355
	貸出条件緩和債権	1,306	1,836	530
	合計	28,105	31,098	2,993
貸出金残高（合計）		1,155,242	1,162,241	6,999

		前連結会計年度末 (%)(A)	当連結会計年度末 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
貸出金 残高比率	破綻先債権	0.06	0.07	0.01
	延滞債権	2.16	2.37	0.21
	３カ月以上延滞債権	0.09	0.06	0.03
	貸出条件緩和債権	0.11	0.15	0.04
	合計	2.43	2.67	0.24

(2) 有価証券

有価証券は、評価損益が増加したことに加え、国債等を中心に資金の効率的運用を図った結果、前連結会計年度末比14億57百万円増加し、5,840億75百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
有価証券	582,618	584,075	1,457
国債	291,808	293,845	2,037
地方債	61,825	48,911	12,914
社債	121,789	126,749	4,960
株式	25,170	28,110	2,940
その他の証券	82,025	86,459	4,434

(3) 預金

預金は、個人預金を中心に前連結会計年度末比352億74百万円増加し、1兆7,319億20百万円となりました。

なお、個人預金は、前連結会計年度末比198億76百万円増加し、1兆3,853億17百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金残高	1,696,646	1,731,920	35,274
うち個人預金	1,365,441	1,385,317	19,876

(4) 純資産の部

純資産の部は、利益剰余金が増加したことに加え、その他有価証券評価差額金が増加したことなどから、前連結会計年度末比98億92百万円増加し、1,000億97百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
純資産の部合計	90,205	100,097	9,892
資本金	37,461	37,461	—
資本剰余金	32,749	32,743	6
利益剰余金	6,393	7,061	668
自己株式	1,154	1,146	8
その他有価証券評価差額金	8,888	17,655	8,767
繰延ヘッジ損益	26	48	22
土地再評価差額金	3,546	3,533	13
新株予約権	—	30	30
少数株主持分	2,293	2,711	418

３．連結自己資本比率（国内基準）

連結自己資本比率は、「銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に基づき算出しております。

自己資本額は、利益剰余金が増加したことなどから、前連結会計年度末比12億83百万円増加し、931億60百万円となりました。

一方、リスク・アセット等は、貸出金が増加したことなどから前連結会計年度末比133億50百万円増加し、9,479億13百万円となりました。

以上の結果、分子である自己資本は増加しましたが、分母のリスク・アセットの増加による影響の方が大きく、連結自己資本比率（国内基準）は、前連結会計年度末比0.01ポイント低下して9.82%となりました。

		前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
基本的項目 (Tier1)	(A)	76,382	77,412	1,030
補完的項目 (Tier2)	(B)	15,781	16,034	253
控除項目	(C)	286	286	—
うち他の金融機関の資本調達手段の 意図的な保有相当額		—	—	—
うち基本的項目からの控除分を除く、 自己資本控除とされる証券化エクス ポージャー		286	286	—
自己資本額 = (A) + (B) - (C)	(D)	91,877	93,160	1,283
リスク・アセット等	(E)	934,563	947,913	13,350
連結自己資本比率(国内基準) = (D) ÷ (E)		9.83%	9.82%	0.01%

４．キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が増加したことなどから81億51百万円（前連結会計年度比330億99百万円減少）となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入が取得による収入を上回ったことなどから103億15百万円（前連結会計年度比440億92百万円増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金を支払ったことなどから 22億90百万円（前連結会計年度比17億20百万円増加）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の期末残高は前連結会計年度末に比べ161億77百万円増加し550億53百万円となり、手許流動性は十分確保されております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、顧客サービス機能の充実、セキュリティの強化及び一層の金融サービスの提供を目指し、店舗の整備と充実、事務合理化のための事務機器の投資を中心に、48億3百万円の設備投資を行いました。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、業務効率化のため管理センターを新築しましたほか、オンライン業務に関するソフトウェア開発など新たなシステム投資も行いました。それらの結果、当連結会計年度における設備投資額は、35億33百万円となりました。

リース業の設備投資額は、リース資産の購入を中心に12億69百万円となりました。

その他の設備投資額は、事務機器等の購入・買替えを中心に1百万円となりました。

なお、当連結会計年度において、営業に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却撤去はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成25年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当 行	—	本店他 63か店	三重県	銀行業	店舗	60,570 (8,688)	6,502	3,349	318	1,165	11,336	967
	—	東京支店	東京都	銀行業	店舗	—	—	8	2	7	18	11
	—	名古屋 支店他 17か店	愛知県	銀行業	店舗	13,434 (799)	4,512	638	75	242	5,467	231
	—	岐阜支店 他1か店	岐阜県	銀行業	店舗	756	142	23	6	20	193	18
	—	大阪支店 他5か店	大阪府	銀行業	店舗	5,019	2,881	226	28	73	3,209	72
	—	和歌山 支店 他4か店	和歌山 県	銀行業	店舗	3,325	588	250	21	79	939	53
	—	奈良支店 他1か店	奈良県	銀行業	店舗	1,744	443	42	8	25	519	28
	—	事務セ ンター他1 か所	三重県 松阪市	銀行業	事務セ ンター	6,039 (1,781)	556	909	171	403	2,040	99
	—	垣鼻社宅他 25か所	三重県 松阪市 他	銀行業	社宅・ 寮	21,231	2,107	705	1	—	2,814	—
	—	テニスコ ート	三重県 松阪市	銀行業	厚生施 設	1,414 (1,414)	—	—	—	—	—	—
—	その他施設	三重県 松阪市 他	銀行業	—	10,891 (1,579)	376	77	4	—	458	—	

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
連 結 子 会 社	三重リース株式会社	—	三重県 松阪市	リース 業	事務所	901	189	75	2,102	3	2,371	19
	三銀ビジネス サービス株式 会社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	—	—	—	1	30	32	38
	三 銀 コ ン ピ ュ ー タ ー サ ー ビ ス 株 式 会 社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	—	—	0	0	—	0	20
	三銀不動産調 査株式会社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	—	—	1	0	—	1	6
	三重総合信用 株式会社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	529	41	47	0	26	115	13
	第 三 カ ー ド サ ー ビ ス 株 式 会 社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	—	—	2	0	—	2	7

- (注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め136百万円であります。
3. 動産は、事務機械2,236百万円、その他507百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備127か所は、上記に含めて記載しております。
5. 上記には、連結会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その年間賃貸料は土地13百万円、建物22百万円であります。
6. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

リース契約

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース 料 (百万円)
当行	—	事務センター	三重県松阪市	銀行業	電算機	—	175

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	本店他	三重県松阪市	—	銀行業	事務機器等	296	—	自己資金	25.3	25.9

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

重要な設備の売却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
A種優先株式	700,000,000
計	700,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,358,000	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株で あります。
A種優先株式 (注)1	60,000,000	同左	非上場	(注)2,3,4
計	244,358,000	同左	—	—

(注)1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8号に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限を定めているほか、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲でA種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注)4に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項及び当行の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

3. A種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注)4に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

4. 単元株式数は1,000株であり、議決権はありません。また、A種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(1) A種優先配当金

当行は、定款第40条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当率

$$\text{A種優先配当率} = \text{初年度A種優先配当金} \div \text{A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）}$$

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率

$$\text{A種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.00\%$$

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当行は、定款第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成24年10月1日から平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記八.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八.(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- 二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

- へ、上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト、取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成24年6月22日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	2,303個(注1)	2,303個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	230,300株(注2)	230,300株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月9日～ 平成54年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 132円 資本組入額 66円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当行の取締役会の 承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注4)	(注4)

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了

日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

A 種優先株式

	第 4 四半期会計期間 (平成25年 1 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで)	第104期 (平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年 8 月31日 (注) 1	—	184,358	—	22,461	17,761	—
平成21年 9 月30日 (注) 2	60,000	244,358	15,000	37,461	15,000	15,000

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

2. 第三者割当 (A 種優先株式)

発行株数 60,000千株

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先 株式会社整理回収機構

(6) 【所有者別状況】

平成25年 3月31日現在

平成25年3月31日現在

区分		株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
		政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
						個人以外	個人			
普通 株式	株主数 (人)	—	69	34	1,157	71	4	8,437	9,772	—
	所有株式数 (単元)	—	93,036	2,235	41,732	5,519	6	40,999	183,527	831,000
	所有株式数 の割合(%)	—	50.69	1.22	22.74	3.01	0.00	22.34	100	—
A種 優先 株式	株主数 (人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
	所有株式数 (単元)	—	60,000	—	—	—	—	—	60,000	—
	所有株式数 の割合(%)	—	100	—	—	—	—	—	100	—

- (注) 1. 自己株式3,070,381株は、「個人その他」に3,070単元、「単元未満株式の状況」に381株含まれております。
2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成25年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都中野区本町 2丁目46番 1号	60,000	24.55
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1丁目 8番11号	19,167	7.84
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海 1丁目 8番11号	10,988	4.49
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,235	2.96
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 1丁目26番 1号	6,440	2.63
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1丁目 3番 3号	4,213	1.72
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内 1丁目 2番 1号	3,753	1.53
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町 1丁目 1番 5号	3,280	1.34
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1丁目 6番 6号	3,249	1.32
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2丁目 1番 1号	2,499	1.02
計	—	120,826	49.44

- (注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 19,167千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 10,988千株
2. 当行は、自己株式 3,070千株を所有しており、発行済株式総数に対する当該自己株式数の割合は1.25%であります。

所有議決権数別

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	19,167	10.62
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,988	6.08
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,235	4.00
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	6,440	3.56
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	4,213	2.33
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	2.07
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	3,280	1.81
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,249	1.80
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,900	1.05
計	—	62,724	34.75

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 19,167個

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 10,988個

2. 上記 所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有のA種優先株式は、議決権を有しておりません。なお、A種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

A種優先株式

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	60,000	—
計	—	60,000	—

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年 3 月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A 種優先株式 60,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,070,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 180,457,000	180,457	同上
単元未満株式	普通株式 831,000	—	同上
発行済株式総数	244,358,000	—	—
総株主の議決権	—	180,457	—

(注) 1. A 種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が 1 千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が 1 個含まれております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が 381株含まれております。

【自己株式等】

平成25年 3 月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	3,070,000	—	3,070,000	1.25
計	—	3,070,000	—	3,070,000	1.25

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当行は、株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。その制度内容は、以下のとおりであります。

平成24年 6 月22日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成24年 6 月22日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 9 名、執行役員 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成25年 6 月21日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成25年 6 月21日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 9 名、執行役員 6 名
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
株式の数	241,400株 [募集事項] (4) に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
新株予約権の行使期間	[募集事項] (8) に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項] (11) に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項] (10) に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項] (13) に記載しております。

決議された新株予約権の募集要項については次のとおりであります。

[募集事項]

(1) 新株予約権の名称

株式会社第三銀行 第 2 回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当行の取締役 9 名 1,994個

当行の執行役員 6 名 420個

(3) 新株予約権の総数 2,414個

上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成25年 8 月 8 日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年 8 月 9 日から平成55年 8 月 8 日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(12) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(11)の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(8)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(9)に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

前記(12)に準じて決定する。

(14) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約証券の不発行

当行は新株予約権に係る新株予約証券を発行しない。

(16) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

三重県松阪市京町510番地

株式会社第三銀行 本店営業部

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	25,460	3,881,279
当期間における取得自己株式	3,486	596,764

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	3,070,381	—	3,073,867	—

(注) 当期間の「保有自己株式数」には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの買取による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業という公共性に鑑み、長期にわたり安定的な経営基盤の拡充のため、内部留保の充実と安定的な配当の継続を基本方針としております。内部留保につきましては、IT投資によるお客様へのサービス向上ならびに経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

当期の普通株式の配当につきましては、平成24年10月に創立100周年を迎えたことから、株主の皆様の日ごろからのご支援にお応えするため、50銭の記念配当を行い、年間配当金を1株当たり5円50銭(うち記念配当金50銭)といたしました。また、A種優先株式につきましては、定款及び発行要項の定めに従った配当をいたしました。

なお、次期の普通株式の配当につきましては、基本方針に沿い、年間配当金を1株当たり5円とさせていただきます。

今後も、安定的な配当の継続を第一義として引き続き財務体質の強化に努め、かつ、銀行の社会的使命を全うしながら、株主各位のご期待に添うよう努めてまいります。

また、配当の回数につきましては、期末配当に一本化し、年1回の配当とさせていただく方針としております。

なお、当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関につきましては、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	997	5.50
	A種優先株式	438	7.30

4 【株価の推移】

(1) 【最近 5 年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
最高(円)	397	303	277	217	196
最低(円)	258	194	163	154	132

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A 種優先株式

A 種優先株式は、非上場であるため該当事項はありません。

(2) 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年 1 月	2 月	3 月
最高(円)	149	149	160	178	182	196
最低(円)	136	135	145	156	162	175

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A 種優先株式

A 種優先株式は、非上場であるため該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表 取締役)		谷 川 憲 三	昭和17年12月13日生	昭和40年4月 59年6月 60年6月 平成元年7月 4年6月 5年7月 9年3月 9年6月 12年6月 13年6月 20年6月 24年5月 24年6月	大蔵省入省 国際金融局企画課長 近畿財務局総務部長 青森県副知事 関東財務局長 公営企業金融公庫理事 当行顧問 専務取締役 取締役副頭取 取締役頭取 取締役会長 取締役会長兼頭取 取締役会長(現職)	平成25年6月 から1年	普通 株式 111
取締役頭取 (代表 取締役)		岩 間 弘	昭和29年9月13日生	昭和52年4月 平成10年1月 12年6月 13年6月 15年6月 16年6月 19年6月 22年6月 24年6月	当行入行 石薬師支店長 亀山支店長 営業本部営業統括部営業企画グループ長 総合企画部長 執行役員総合企画部長 取締役総合企画部長 常務取締役 取締役頭取(現職)	平成25年6月 から1年	普通 株式 56
常務取締役	融資本部長	伊 藤 松 司	昭和29年10月6日生	昭和52年4月 平成6年6月 8年8月 11年6月 17年6月 19年6月 20年6月 23年6月 24年6月	当行入行 松本支店長 菰野支店長 鈴鹿支店長 営業本部第二地区本部長 執行役員営業本部個人融資部長 取締役営業本部副本部長 取締役融資本部副本部長兼審査部長 常務取締役(現職)	平成25年6月 から1年	普通 株式 33
常務取締役	営業本部長	鈴 木 康 夫	昭和29年4月29日生	昭和52年4月 平成6年6月 8年8月 10年1月 14年6月 17年6月 19年7月 21年6月 22年6月 23年6月 25年6月	当行入行 玉垣支店長 津南支店長 岡崎支店長 秘書室長 名古屋支店長 人事教育部長 執行役員人事教育部長 執行役員法人推進部長 取締役本店営業部長 常務取締役(現職)	平成25年6月 から1年	普通 株式 39

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	総合企画部長	井 口 篤	昭和30年11月 8 日生	昭和53年 4 月 平成15年 6 月 17年 6 月 20年 6 月 21年 6 月 22年 6 月 24年 6 月 25年 6 月	当行入行 総合企画部次長 リスク管理部長 営業本部営業企画部長 執行役員営業本部営業企画部長 執行役員総合企画部長 取締役総合企画部長 常務取締役（現職）	平成25年 6 月 から 1 年	普通 株式 47
取締役	監査部長	松 原 淳 二	昭和27年 8 月 8 日生	昭和51年 4 月 平成 7 年 6 月 17年 6 月 18年 6 月 19年 6 月 22年 6 月 24年 6 月	当行入行 津駅前支店長 証券国際部付部長 証券国際部長 執行役員証券国際部長 取締役証券国際部長 取締役監査部長（現職）	平成25年 6 月 から 1 年	普通 株式 36
取締役	システム企画 部長	藤 田 隆 弘	昭和32年 9 月14日生	昭和55年 4 月 平成10年 1 月 13年10月 19年 6 月 20年 6 月 21年 8 月 22年 6 月 24年 6 月	当行入行 戸田支店長 平田駅前支店長 営業本部営業企画部長 営業本部法人推進部長 システム企画部長 執行役員システム企画部長 取締役システム企画部長 （現職）	平成25年 6 月 から 1 年	普通 株式 50
取締役	融資本部副本 部長兼審査部 長	渋谷 幸	昭和30年 6 月30日生	昭和53年 4 月 平成 9 年 6 月 11年 6 月 17年 6 月 19年 6 月 21年 8 月 22年 6 月 23年 6 月 24年 6 月 25年 6 月	当行入行 日永支店長 勝浦支店長 鈴鹿支店長兼玉垣支店長 東京支店長兼東京事務所長 四日市支店長 営業本部第二地区本部長 執行役員営業本部副本部長兼営業統括部長兼営業企画部長兼営業統括グループ長 執行役員営業本部副本部長 取締役融資本部副本部長兼審査部長（現職）	平成25年 6 月 から 1 年	普通 株式 22
取締役	本店営業部長	里 村 博 一	昭和31年 1 月11日生	昭和53年 4 月 平成 9 年 1 月 11年 6 月 13年10月 15年 6 月 17年 8 月 20年 6 月 22年 6 月 23年 6 月 25年 6 月	当行入行 西阿倉川支店長 白子中央支店長兼白子支店長 桜井支店長 名張支店長 事務管理部次長 営業本部第三地区本部長 人事教育部長 執行役員人事教育部長 取締役本店営業部長（現職）	平成25年 6 月 から 1 年	普通 株式 69

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		濱 岡 正 己	昭和30年 6 月 2 日生	昭和54年 4 月 平成 9 年 4 月 10年 1 月 13年 7 月 16年12月 17年 7 月 18年 8 月 22年 5 月 23年 4 月 23年 6 月	日本銀行入行 同行 文書局運営課長 同行 国際局国際収支課長 同行 文書局厚生課長 同行 考査局企画役 同行 金融機構局企画役 同行 盛岡事務所長 預金保険機構（総務部審理役） に出向 同行 総務人事局付 当行監査役(現職)	平成23年 6 月 から 4 年	普通 株式 8
監査役		長 谷 川 彰	昭和25年 2 月 4 日生	昭和48年 4 月 平成 5 年 6 月 12年 6 月 13年 6 月 15年 6 月 19年 6 月 21年 6 月 24年 6 月	当行入行 一身田支店長 検査部長 総務部長 執行役員システム企画部長 取締役システム企画部長 三銀コンピューターサービス株 式会社 代表取締役社長 当行監査役(現職)	平成24年 6 月 から 4 年	普通 株式 35
監査役		田 畑 宏	昭和10年 4 月18日生	昭和38年 4 月 41年 4 月 平成 5 年 8 月 6 年 4 月 7 年 6 月	法務省事務官 弁護士登録(現職) 三重県宅地建物取引業審議会 長 三重県緑地緑化推進委員会 委員 当行監査役(現職)	平成24年 6 月 から 4 年	普通 株式 4
監査役		土 橋 伸 好	昭和18年12月20日生	昭和43年 4 月 平成12年 4 月 14年 4 月 16年 4 月 20年 6 月 24年 6 月	三重県庁入庁 津地方県民局長 三重県教育長 三重県出納長 三重県信用保証協会会長 当行監査役(現職)	平成24年 6 月 から 4 年	普通 株式 1
計							普通 株式 511

(注) １．監査役濱岡正己、田畑宏及び土橋伸好の３名は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．当行は、取締役会の業務執行の決定・監督機能をより活性化し、迅速で的確な意思決定ができる体制とするため、平成14年 6 月27日より執行役員制度を導入しております。
執行役員は 6 名であり、西村和浩、浅野章、吉川正倫、坂本康隆、里村恭、山川憲一が選任されております。
なお、上記記載の取締役である岩間弘、伊藤松司、鈴木康夫、井口篤、藤田隆弘、渋谷幸、里村博一の 7 名は、執行役員を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要等

イ．会社の機関の内容

当行の経営意思決定、監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりです。

・取締役会

取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

・監査役会

当行は監査役会制度を採用しております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、業務および財産の状況調査を通して、取締役会の職務遂行を監査しております。

また、各監査役は取締役会に出席しているほか、常勤監査役はさらに後述する常務会にも参加することにより、業務全般の監査を行う体制を整備しております。

・常務会

取締役会の下に、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員を構成員とする常務会を設置しております。常務会は、取締役会の委任に基づき、取締役会で決議された基本方針に基づいて、業務執行に関する重要事項を協議決定しております。常勤監査役は、常務会に出席して意見を述べるができることとしており、業務全般に関し、有効・適切な監査が行われるよう配慮しております。常務会は、原則毎週1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

・その他委員会

リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、顧客保護等管理委員会、金融円滑化推進委員会など、適切な業務を遂行する上で必要な特定事項に関しましては、各部横断的な委員会を設置し、協議、決定しております。

なお、経営に対する評価の客観性を確保するため、平成22年6月に社外有識者等第三者で構成する「経営評価委員会」を設置しております。

・会計監査人

当行は会計監査人として新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人および当行監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当行の間には特別な利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：水守 理智

指定有限責任社員 業務執行社員：石川 琢也

指定有限責任社員 業務執行社員：高橋 浩彦

なお、継続監査年数については、7年以内である為、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 8名

ロ．企業統治の体制を採用する理由

取締役会は、全ての取締役で組織し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。また、監査役は取締役会に出席し意見を述べるができるものとしております。

取締役会の委任に基づき、業務執行に関する重要事項を協議決定する常務会におきましても、常勤監査役は常務会に出席し意見を述べるができるものとしているほか、常務会で協議した重要な事項について、その経過及び結果を取締役会へ報告することとしております。

また、当行は監査役会制度を採用し、社外監査役を含む監査役会が取締役の業務執行の監査を実施しています。監査役会は毎月開催され、半期に一度は監査資料として業務執行状況の報告を各部署に直接求めるなど、監査機能の実効性の確保に努めており、当行の企業規模からみて、経営に対する監視機能を十分に発揮する態勢が整っているものと判断しております。

ハ．内部統制システムの整備の状況

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備することで業務の適正を確保します。

(イ)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. コンプライアンス態勢の基本方針として、取締役会で「経営理念」、「行動指針」、「企業倫理」を定めています。これら基本方針に加え、報告体制などのコンプライアンス関連規定及び具体的な法令等の解説を明記した「コンプライアンス・マニュアル」を取締役及び使用人全員に配布し、コンプライアンス意識の向上を図っています。

b. 取締役は、取締役会において策定された「取締役コンプライアンス規程」に基づき、自らがコンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組んでいます。

c. 取締役会は、コンプライアンス改善のための基本計画及びコンプライアンス研修計画を定めた「コンプライアンス・プログラム」を半期ごとに策定するとともに、その実施状況のモニタリングを行っています。

d. コンプライアンス態勢の協議機関として頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的な責任と公共的使命にかんがみ長期間にわたり、清廉で透明性の高い経営を確保する体制としています。

e. コンプライアンスの統括部署としてリスク管理部コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス態勢の整備及び維持・改善を図っています。さらに、各部、室、グループ及び営業店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンスに関する情報をコンプライアンス室に報告する体制とすることで一元的に管理しています。

f. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、コンプライアンス室を直接の情報受領者とする社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を整備しています。

g. 内部監査部門として監査部を設置しています。監査部は取締役会で策定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として、当行及び連結子会社の業務全般に亘り内部管理態勢等が適切に構築され、有効に機能し経営全般の健全性が確保されているかどうかを検証し、改善方法の提言等を行っています。

h. 取締役会で定める「企業倫理」に反社会的勢力との関係排除を明記しています。また、リスク管理部を反社会的勢力との対応の統括部署と定めるとともに、「反社会的勢力への対応規程」、「反社会的勢力との取引に関する要領」を制定し、営業店、本部及び外部専門機関と連携し、反社会的勢力との関係の遮断に努めています。

(ロ)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 常務会で定めた「文書規程」に基づき、行内の文書の保存及び管理を行っています。取締役会の議事録はその経過の要領及び結果を記載し、取締役会で定めた取締役会規程に基づき、10年間保存しています。
- b. 情報の管理については「セキュリティポリシー」を制定し重要情報の管理に関する安全対策の基本方針を定めるとともに、個人情報の管理について「個人情報等管理規程」を定め対応しています。

(ハ)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 業務執行に係るリスクを正しく認識し管理するため、取締役会で定めた「リスク・マネジメント・トータル・プラン」に基づき、各種リスクの管理について基本方針、管理規定及び管理担当部署を定め、これらのリスクの総合的管理を行うためリスク管理部を設置し、適切に管理する体制としています。
- b. リスク管理部は、各リスク管理担当部署からの報告を取りまとめるとともに問題点及び課題を抽出し、頭取を委員長とするリスク管理委員会に報告しています。リスク管理委員会は各リスクの現状を把握し、その対応策を統合的に協議し、決定しています。
- c. 内部監査部門は、半期ごとに被監査部門等におけるリスクの種類、程度に配慮した監査方針、重点項目等の効率的で実効性のある内部監査計画を立案し、取締役会の承認を得ることで、内部監査によるリスクのチェック体制を確保しています。
- d. 取締役会において定めた「非常事態対策規程」に基づき、不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、迅速に対応することで損失の拡大を防止し、これを最小限に止める体制としています。

(ニ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しています。
- b. 取締役会で決議された基本方針に基づき、具体的執行方針を定め、また業務執行に関する重要事項を決定するため、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員で常務会を組織しています。
- c. 取締役会は、効率的な職務の執行を行うため「行務分掌規程」及び「職務権限規程」を定めるとともに、重要な課題に対してはリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの組織横断的な各種委員会を設置し対応を行っています。
- d. 取締役会は、必要に応じて業務執行の責任者として執行役員を選任しています。執行役員は取締役会で定めた「執行役員規程」に基づき、誠実にその職務の執行にあたっています。

(ホ)当行並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 連結子会社における業務の適正を確保するため、連結子会社各社においても取締役会と監査役を設置しています。
- b. 連結子会社各社は、当行のコンプライアンス・マニュアルに準じ、それぞれコンプライアンスに関する基本方針を定め、適正な業務の執行を行う体制としています。
- c. 連結子会社の管理及び当行各部との調整等を図るため総合企画部内に関連事業課を設置し、連結子会社の状況を把握しています。特に重要な経営上の事案については、取締役会において定めた「関連会社管理規程」に基づき、当行への報告を受けることで連結子会社各社を管理しています。

d. 企業集団における内部管理体制を確保するため、監査部は「内部監査規程」に基づき連結子会社の監査を実施し、業務全般に亘り内部管理態勢等が適切に構築され、有効に機能し経営全般の健全性が確保されていることを検証し当行の取締役会に報告をしています。

e. 企業集団における財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の適正な整備と運用を図るための態勢を構築しています。

(ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a. 監査役との協議に基づき監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から監査役補助者を任命します。

b. 監査役補助者の任命及び異動、人事考課については、監査役の意見を尊重します。また、監査役補助者は業務の執行にかかる職務を兼務しないこととします。

(ト) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 取締役及び使用人は法令等に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する体制としています。

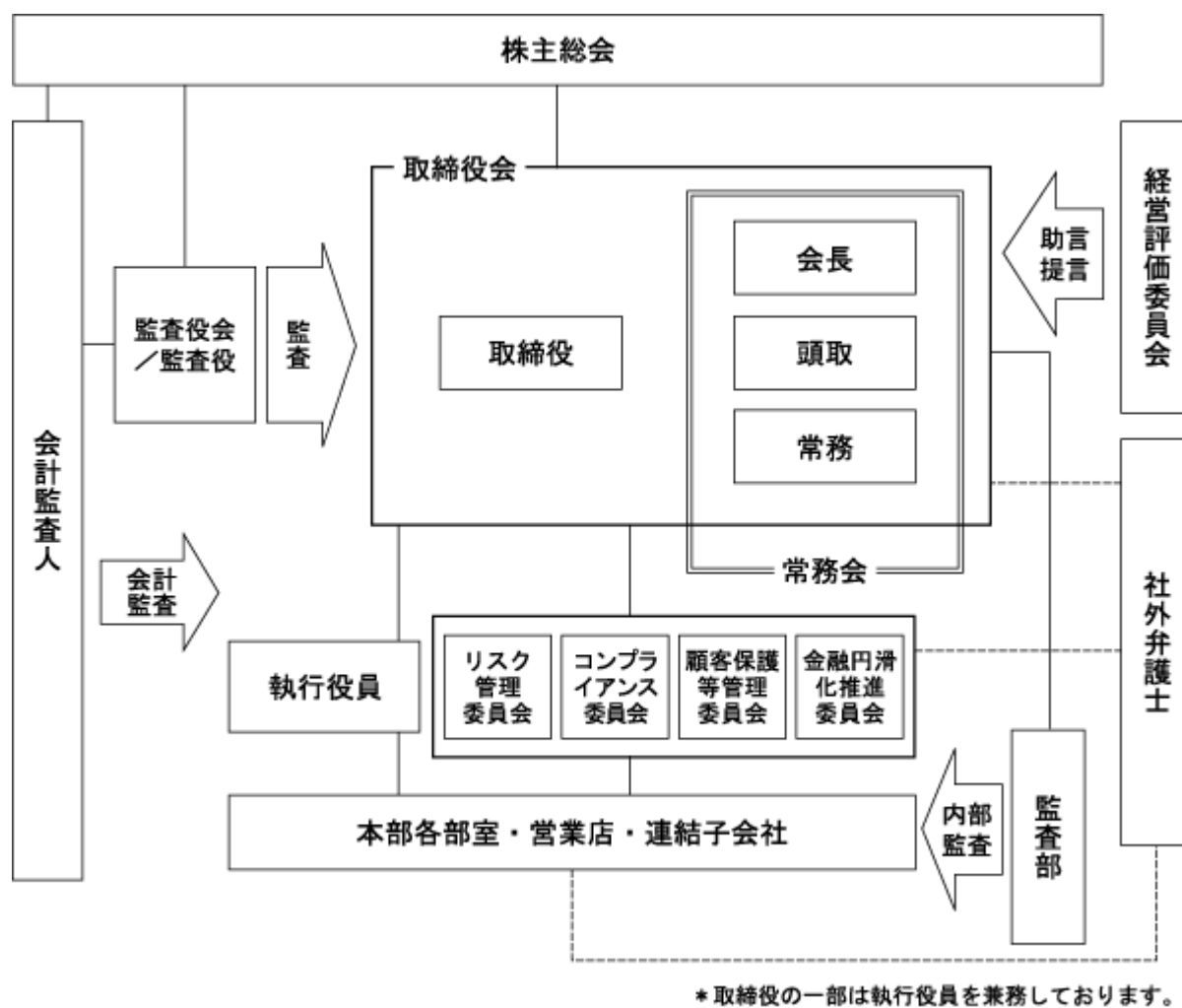
b. 監査役は取締役会のほか常務会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席し、重要な決定及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べています。

c. 監査役は取締役及び使用人に業務執行に関する事項について報告を求めることができる体制としています。

(チ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役の監査に関する事項は、監査役会で策定する「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に定めるとともに、監査役が、取締役会のほか重要な会議に出席できることを取締役会が制定する各種の規程等に明記するなどにより、監査役が経営状況を把握し取締役及び使用人から報告を受ける体制を確保しています。

b. 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、銀行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めています。また、監査役は内部監査部門や会計監査人とも定期的な会合を持つなど連携を保ち、効率的な監査の実施に努めています。

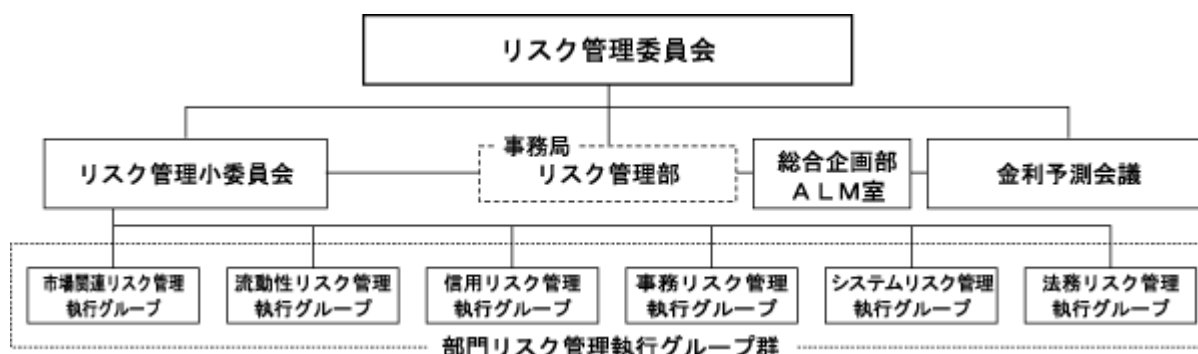


二．リスク管理体制の整備の状況

金融を取り巻く環境の変化に伴い、銀行の各種経営リスクが増大してきております。このような環境に対応するため、当行ではリスク管理統括部署としてリスク管理部を設置し、リスク管理体制の充実・強化を図っております。

取締役会で決議されたリスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等につきまして、それぞれの基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

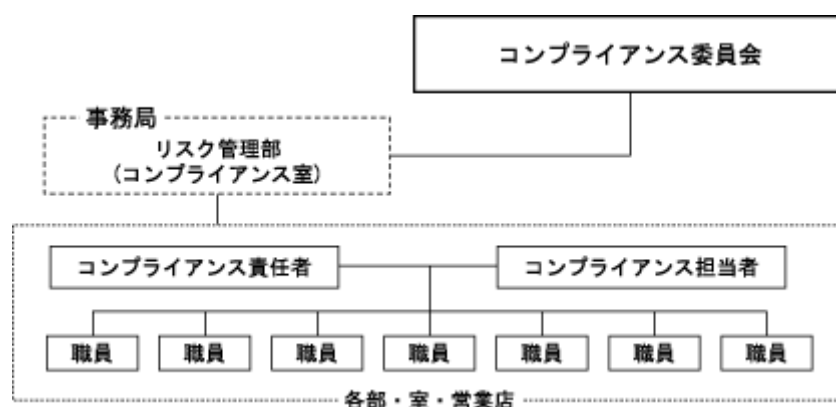
具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置し、総合的なリスクの管理を行っております。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの6つのリスク管理執行グループを設け、リスク管理をより機動的に行える体制をとっております。



当行はコンプライアンスを経営の最重要課題とし、コンプライアンスの実現を目的とする内部統制の構築を取締役会の義務と位置づけております。このため、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的責任と公共的使命に鑑み、長期間にわたって、清廉で透明性の高い経営を確保していくことを目的として、頭取を委員長として役付取締役および関連各部の長により構成される「コンプライアンス委員会」を設置しております。

「コンプライアンス委員会」においては、半期ごとに「コンプライアンスプログラム」を策定し取締役会の承認のもと、コンプライアンス実践の具体的目標を定めています。また、その進捗状況や達成状況をモニタリングして取締役会に報告し、次のコンプライアンスプログラムに反映させることにより常にコンプライアンスの改善・見直しを行っていく体制としております。

さらに、コンプライアンスの統括部署としてリスク管理部コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。



ホ．社外監査役に関する責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役のうち田畑宏氏および土橋伸好氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、500万円または会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

イ．内部監査の状況

当行は、行内における監査体制を充実させる為、取締役会の直属組織として監査部を設置し、人員19名（平成25年3月31日現在）により、行内における全般監査を行っております。監査部は、取締役会で策定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として監査を遂行し、当行および連結子会社の業務全般に亘り法令・規程・就業規則・コンプライアンスマニュアル等の違反がないか、厳格に監視する体制を整えております。監査の結果、不祥事件もしくは不祥事件の疑いがある行為を発見した場合、重要な事項については取締役会に報告しております。

また、半期ごとに被監査部門等におけるリスクの種類、程度に配慮した監査方針、重点項目等の効率的で実効性のある内部監査計画を立案し、取締役会の承認を得ることで、内部監査によるリスクのチェック体制を確保しております。

なお、監査部は、内部監査部門として監査役や内部統制部門と会合を持ち、情報の交換を行うなど効率的な監査の実施に努めております。

ロ．監査役監査の状況

当行は監査役制度を採用しており、4名の監査役のうち3名は社外監査役であります。また、監査役会事務局に専属のスタッフ1名を配置し、監査役の補佐を行う体制としております。

当行では、監査役の監査に関する事項は、監査役会で策定する「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に定めるとともに、監査役が、取締役会に出席しているほか、常務会に常勤監査役が参加するとともに、重要な会議に出席できることを取締役会が制定する各種の規程等に明記するなどにより、監査役が経営状況を把握し取締役および使用人から報告を受ける体制を確保しています。

また、監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、銀行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めています。なお、監査役は内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人とも定期的に会合を持ち、また、必要に応じて報告を求めるなど連携を保ち、効率的な監査の実施に努めております。

社外取締役及び社外監査役

イ．社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係の概要

当行では社外取締役は選任しておりませんが、社外監査役は3名が就任しております。3名とも当行との人的関係、資本的关系又は取引関係において、下記以外に特別な利害関係はございません。

社外監査役濱岡正己氏は、当行普通株式8,000株を保有しております。また、同氏は日本銀行の出身ですが、取引の性質等に照らして、社外監査役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、日本銀行との取引の概要の記載を省略しております。

社外監査役田畑宏氏は、当行普通株式4,000株を保有しております。

社外監査役土橋伸好氏は、当行普通株式1,000株を保有しております。また、同氏は三重県庁の出身ですが、取引の性質等に照らして、社外監査役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、三重県との取引の概要の記載を省略しております。

ロ．社外監査役の企業統治において果たす機能および役割

社外監査役は、毎月１回開催する監査役会に出席し、各種情報の伝達や意見交換を行うこととしており、必要がある場合には、随時招集して情報伝達等を行うこととしております。

また、社外監査役は取締役会に出席しているほか、常務会に常勤監査役（社外監査役）が参加するとともに、主要な本部各部並びに営業店の業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務の執行を監査しております。

なお、常勤監査役（社外監査役）は、監査部及び会計監査人から監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、意見交換を行うとともに、適宜会計監査人による監査に立ち会うなど、連携の強化を図っております。

社外監査役の３名は、当行との人的関係、資本的关系等において特別な利害関係はないことから独立した立場から監査を行うことができると考えております。

ハ．社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針の内容

当行においては、社外監査役を選任するにあたり、社外監査役の独立性に関する基準等は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に規定する事由や「有価証券上場規程施行規則第211条第４項」等を参考とし、当行との人的関係、資本的关系等の利害関係に配慮するとともに、金融、法律、行政等各分野の専門知識、経験、見識を生かし、独立した立場から客観的・中立的な監査を行うことができる方を選任しております。

ニ．社外監査役の選任状況に関する考え方

当行においては、社外役員として社外監査役が３名選任されております。社外監査役の３名は、金融、法律、行政等の各分野において長年の経験と豊富な知識に基づき、取締役会等で積極的な意見・提言等を行うことができ、また、当行との人的関係、資本的关系等において特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立した立場から客観的・中立的な監査を行うことができると考えております。

ホ．社外監査役による監督・監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当行においては、４名の監査役のうち３名は社外監査役であり、常勤監査役は社外監査役であります。社外監査役は取締役会に出席しているほか、常務会に常勤監査役が出席することにより取締役の職務の執行を監査しております。

また、社外監査役は社内監査役と意思疎通を十分に図って連携し、内部統制部門からの各種報告を受け、監査役会の十分な議論を踏まえて監査を行っております。

なお、常勤監査役は会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行うとともに、内部監査部門等からの報告を通じて適切な監査を実施しております。

ヘ．社外取締役になる体制及び当該体制を採用する理由

当行は現在社外取締役を選任しておりません。社外取締役に期待される外部的視点からの取締役の業務執行に対する監視機能については、社外監査役の監査実施状況を踏まえ、社外監査役３名により経営に対して客観的・中立的な監視が行われることで十分に確保できると考えられるため、現状の体制を採用しております。

役員の報酬等の内容

イ．取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額				
		（百万円）	基本報酬 （確定金額報酬）	業績連動型報酬	役員退職慰労金	株式報酬型 ストック・オプション
取締役	11	220	129	17	47	25
監査役（社外監査役を除く）	3	4	4	—	0	—
社外役員	3	22	22	—	0	—

- （注）１．使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は47百万円、員数は6人であります。
 ２．連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。
 ３．役員退職慰労金については、平成24年6月22日開催の第103期定時株主総会において廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、表中の「役員退職慰労金」の金額は、打ち切り支給日までの当事業年度中の計上額を記載しております。

ロ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

平成24年6月22日開催の第103期定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬については、役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。

また、監査役の報酬については、独立性および中立性を確保するため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。

支給時期、配分等については、次の金額の範囲内で、取締役については取締役会の、監査役については監査役の協議により決定いたします。

確定金額報酬は、取締役の報酬額（確定金額報酬）については年額200百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬）については年額50百万円以内としております。

業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益（単体）の0.9%を総支給額といたします。その上限額を60百万円とし、当該事業年度にかかる当期純利益（単体）が1,500百万円未満の場合、支給額は0円といたします。

株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額40百万円以内の範囲で割り当ていたします。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 142銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 19,759百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東海旅客鉄道株式会社	3,000	2,046	取引関係の維持・強化のため
イオン株式会社	823,200	895	取引関係の維持・強化のため
NKSJホールディングス株式会社	404,325	748	業務連携の維持・強化のため
株式会社今仙電機製作所	505,000	608	取引関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	234,950	533	業務連携の維持・強化のため
マックスバリュ中部株式会社	631,937	504	取引関係の維持・強化のため
シャープ株式会社	810,000	489	取引関係の維持・強化のため
井村屋グループ株式会社	1,113,200	473	取引関係の維持・強化のため
株式会社オークワ	390,491	461	取引関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,383,288	456	業務等の協力関係の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	1,374,000	409	業務連携の維持・強化のため
三重交通グループホールディングス株式会社	1,640,750	390	取引関係の維持・強化のため
株式会社名古屋銀行	1,163,000	345	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社日立製作所	650,000	345	取引関係の維持・強化のため
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	198,301	336	業務連携の維持・強化のため
株式会社大光銀行	1,268,000	327	緊密な関係の維持・強化のため
三菱UFJリース株式会社	83,776	304	取引関係の維持・強化のため
株式会社武蔵野銀行	105,500	300	緊密な関係の維持・強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,088,100	287	業務連携の維持・強化のため
株式会社愛知銀行	55,470	277	緊密な関係の維持・強化のため
東邦瓦斯株式会社	498,000	243	取引関係の維持・強化のため
株式会社紀陽ホールディングス	1,914,000	235	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社百五銀行	616,316	234	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社中京銀行	1,080,250	231	業務連携の維持・強化のため
株式会社栃木銀行	674,000	207	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社関西アーバン銀行	1,529,250	192	緊密な関係の維持・強化のため
住友不動産株式会社	94,000	187	取引関係の維持・強化のため
株式会社北日本銀行	81,200	185	緊密な関係の維持・強化のため
トモニホールディングス株式会社	459,000	184	緊密な関係の維持・強化のため
日本トランスシティ株式会社	621,380	175	取引関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東海旅客鉄道株式会社	300,000	2,976	取引関係の維持・強化のため
イオン株式会社	823,200	1,000	取引関係の維持・強化のため
NKSJホールディングス株式会社	404,325	794	業務連携の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,383,288	673	業務等の協力関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	234,950	622	業務連携の維持・強化のため
株式会社今仙電機製作所	505,000	557	取引関係の維持・強化のため
マックスバリュ中部株式会社	631,937	543	取引関係の維持・強化のため
井村屋グループ株式会社	1,113,200	541	取引関係の維持・強化のため
株式会社名古屋銀行	1,163,000	495	緊密な関係の維持・強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,088,100	482	業務連携の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	1,374,000	469	業務連携の維持・強化のため
三菱UFJリース株式会社	837,760	416	取引関係の維持・強化のため
株式会社オークワ	390,491	409	取引関係の維持・強化のため
三重交通グループホールディングス株式会社	1,640,750	405	取引関係の維持・強化のため
株式会社武蔵野銀行	105,500	389	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社日立製作所	650,000	352	取引関係の維持・強化のため
住友不動産株式会社	94,000	337	取引関係の維持・強化のため
株式会社大光銀行	1,268,000	319	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社愛知銀行	55,470	306	緊密な関係の維持・強化のため
東邦瓦斯株式会社	498,000	305	取引関係の維持・強化のため
株式会社百五銀行	616,316	289	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社紀陽ホールディングス	1,914,000	285	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社岡三証券グループ	312,979	276	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社栃木銀行	674,000	248	緊密な関係の維持・強化のため
日本トランスシティ株式会社	621,380	229	取引関係の維持・強化のため
シャープ株式会社	810,000	220	取引関係の維持・強化のため
株式会社中京銀行	1,080,250	216	業務連携の維持・強化のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	99,301	205	業務連携の維持・強化のため
株式会社ヒラノテクシード	225,000	196	取引関係の維持・強化のため
株式会社北日本銀行	81,200	196	緊密な関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	8,021	225	153	35
非上場株式	—	—	—	—

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	8,113	218	79	1,238
非上場株式	—	—	—	—

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

取締役の定数

当行の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己株式取得の決定機関

当行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

種類株式

当行は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実施するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種優先株式を発行しております。単元株式及び議決権の有無については下記のとおりであります。なお、株式の保有及び議決権の行使について特記すべきことはありません。

なお、A種優先株式の内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1)株式の総数等発行済株式」に記載しております。

株式の種類	単元株式数	議決権の有無
普通株式	1,000株	有
A種優先株式	1,000株	無

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	52	3	52	—
連結子会社	—	3	—	3
計	52	6	52	3

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である市場リスクに係る定量的情報に関する助言・アドバイザリー業務等であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案のうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

- 1．当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4．当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。
会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、また、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	39,833	55,809
コールローン及び買入手形	22,000	40,000
商品有価証券	782	836
金銭の信託	1,962	2,170
有価証券	6, 13 582,618	6, 13 584,075
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,155,242	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,162,241
外国為替	5 1,459	5 2,027
その他資産	6 18,377	6 17,770
有形固定資産	9, 10 26,666	9, 10 27,632
建物	6,243	6,306
土地	8 17,651	8 17,648
リース資産	4	3
建設仮勘定	-	229
その他の有形固定資産	2,766	3,445
無形固定資産	2,394	3,882
ソフトウェア	1,570	1,357
ソフトウェア仮勘定	689	2,398
リース資産	51	43
その他の無形固定資産	83	82
繰延税金資産	6,324	3,830
支払承諾見返	3,067	2,495
貸倒引当金	11,851	13,221
資産の部合計	1,848,876	1,889,549
負債の部		
預金	6 1,696,646	6 1,731,920
借入金	6, 11 28,120	6, 11 24,127
外国為替	12	14
社債	12 5,300	12 5,300
その他負債	16,528	16,966
賞与引当金	870	778
役員賞与引当金	28	9
退職給付引当金	3,976	4,001
役員退職慰労引当金	367	20
睡眠預金払戻損失引当金	160	161
偶発損失引当金	296	368
再評価に係る繰延税金負債	8 3,296	8 3,287
支払承諾	3,067	2,495
負債の部合計	1,758,671	1,789,452

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,749	32,743
利益剰余金	6,393	7,061
自己株式	1,154	1,146
株主資本合計	75,449	76,118
その他有価証券評価差額金	8,888	17,655
繰延ヘッジ損益	26	48
土地再評価差額金	₈ 3,546	₈ 3,533
その他の包括利益累計額合計	12,461	21,237
新株予約権	-	30
少数株主持分	2,293	2,711
純資産の部合計	90,205	100,097
負債及び純資産の部合計	1,848,876	1,889,549

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
経常収益	41,391	41,467
資金運用収益	28,890	27,024
貸出金利息	21,563	20,405
有価証券利息配当金	7,245	6,542
コールローン利息及び買入手形利息	40	38
預け金利息	2	2
その他の受入利息	39	35
役務取引等収益	4,910	5,028
その他業務収益	1,984	3,445
その他経常収益	5,604	5,968
償却債権取立益	5	13
その他の経常収益	5,599	5,955
経常費用	36,154	37,675
資金調達費用	3,593	3,078
預金利息	3,114	2,751
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	215	183
社債利息	257	136
その他の支払利息	5	5
役務取引等費用	1,818	1,884
その他業務費用	622	346
営業経費	21,690	22,996
その他経常費用	8,429	9,370
貸倒引当金繰入額	1,858	3,481
その他の経常費用	¹ 6,571	¹ 5,888
経常利益	5,237	3,791
特別利益	0	19
固定資産処分益	0	19
特別損失	679	30
固定資産処分損	39	23
減損損失	² 151	² 7
退職給付制度改定損	487	-
税金等調整前当期純利益	4,558	3,780
法人税、住民税及び事業税	277	775
法人税等調整額	1,863	771
法人税等合計	2,140	1,547
少数株主損益調整前当期純利益	2,417	2,232
少数株主利益	95	236
当期純利益	2,322	1,996

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	2,417	2,232
その他の包括利益	¹ 1,629	¹ 8,805
その他有価証券評価差額金	1,001	8,782
繰延ヘッジ損益	163	22
土地再評価差額金	464	-
包括利益	4,046	11,037
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,941	10,785
少数株主に係る包括利益	105	252

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	37,461	37,461
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	37,461	37,461
資本剰余金		
当期首残高	32,759	32,749
当期変動額		
自己株式の処分	9	6
当期変動額合計	9	6
当期末残高	32,749	32,743
利益剰余金		
当期首残高	5,443	6,393
当期変動額		
剰余金の配当	1,372	1,342
当期純利益	2,322	1,996
土地再評価差額金の取崩	-	13
当期変動額合計	949	667
当期末残高	6,393	7,061
自己株式		
当期首残高	1,176	1,154
当期変動額		
自己株式の取得	3	7
自己株式の処分	25	15
当期変動額合計	21	8
当期末残高	1,154	1,146
株主資本合計		
当期首残高	74,487	75,449
当期変動額		
剰余金の配当	1,372	1,342
当期純利益	2,322	1,996
自己株式の取得	3	7
自己株式の処分	16	8
土地再評価差額金の取崩	-	13
当期変動額合計	962	668
当期末残高	75,449	76,118

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7,896	8,888
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	991	8,766
当期変動額合計	991	8,766
当期末残高	8,888	17,655
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	136	26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	163	22
当期変動額合計	163	22
当期末残高	26	48
土地再評価差額金		
当期首残高	3,082	3,546
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	464	13
当期変動額合計	464	13
当期末残高	3,546	3,533
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,842	12,461
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,619	8,775
当期変動額合計	1,619	8,775
当期末残高	12,461	21,237
新株予約権		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	30
当期変動額合計	-	30
当期末残高	-	30
少数株主持分		
当期首残高	1,912	2,293
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	381	418
当期変動額合計	381	418
当期末残高	2,293	2,711
純資産合計		
当期首残高	87,242	90,205
当期変動額		
剰余金の配当	1,372	1,342
当期純利益	2,322	1,996
自己株式の取得	3	7
自己株式の処分	16	8
土地再評価差額金の取崩	-	13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,000	9,223
当期変動額合計	2,963	9,892
当期末残高	90,205	100,097

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1 日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,558	3,780
減価償却費	4,652	4,860
減損損失	151	7
貸倒引当金の増減()	542	1,369
賞与引当金の増減額()は減少)	23	91
役員賞与引当金の増減額()は減少)	1	19
退職給付引当金の増減額()は減少)	2,749	25
役員退職慰労引当金の増減額()は減少)	14	346
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	27	1
偶発損失引当金の増減()	19	71
資金運用収益	28,890	27,024
資金調達費用	3,593	3,078
有価証券関係損益()	661	2,497
金銭の信託の運用損益()は運用益)	67	213
為替差損益()は益)	0	1
固定資産処分損益()は益)	39	3
貸出金の純増()減	17,114	6,998
預金の純増減()	39,515	35,274
商品有価証券の純増()減	47	54
コールローン等の純増()減	5,000	18,000
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	828	202
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	5,846	2,993
その他資産の純増()減	1,669	1,943
その他負債の純増減()	4,077	3,727
外国為替(資産)の純増()減	39	567
外国為替(負債)の純増減()	1	1
資金運用による収入	28,556	27,048
資金調達による支出	3,274	2,792
その他	49	30
小計	41,929	8,481
法人税等の支払額又は還付額()は支払)	678	330
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,250	8,151

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	314,231	317,009
有価証券の売却による収入	222,267	277,161
有価証券の償還による収入	60,687	54,909
有形固定資産の取得による支出	1,251	2,354
無形固定資産の取得による支出	1,233	2,471
有形固定資産の除却による支出	14	5
有形固定資産の売却による収入	0	85
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,777	10,315
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	1,994	-
劣後特約付借入金の返済による支出	3,000	1,000
劣後特約付社債の発行による収入	5,256	-
劣後特約付社債の償還による支出	7,000	-
配当金の支払額	1,372	1,342
少数株主への配当金の支払額	7	7
自己株式の取得による支出	3	3
自己株式の売却による収入	10	4
子会社の所有する親会社株式の売却による収入	111	57
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,010	2,290
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,463	16,177
現金及び現金同等物の期首残高	35,411	38,875
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 38,875	¹ 55,053

注記事項

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6 社

主要な連結子会社名は「第 1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3 月末日 6 社

4．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8 年～50年

その他：3 年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として1年～5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,454百万円(前連結会計年度末は15,798百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

連結子会社の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(12) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(14)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15)消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【未適用の会計基準等】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1)概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

(2)適用予定日

当行は については、平成25年4月1日に開始する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、 については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

【追加情報】

(業績連動型報酬関連)

当行は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支払見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を「役員賞与引当金」に計上しておりましたが、平成24年6月22日開催の第103期定時株主総会の決議により、役員報酬制度の見直しを行い、役員賞与を業績連動型報酬へ変更いたしました。これに伴い、当該報酬額未払分17百万円については「その他負債」に含めて表示しております。

なお、連結子会社については従来どおり、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を「役員賞与引当金」として計上しております。

(役員退職慰労引当金関連)

当行は、平成24年6月22日開催の第103期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分306百万円については「その他負債」に含めて表示しております。

なお、連結子会社については従来どおり、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	710百万円	879百万円
延滞債権額	24,985百万円	27,634百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	1,102百万円	747百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,306百万円	1,836百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
合計額	28,105百万円	31,098百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	13,078百万円	12,295百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	34,030百万円	33,325百万円
その他資産	117百万円	40百万円
未経過リース料	1,923百万円	813百万円
計	36,071百万円	34,180百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,346百万円	1,497百万円
借入金	16,402百万円	13,010百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3月31日)
有価証券	29,551百万円	29,234百万円

非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3月31日)
保証金	390百万円	394百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3月31日)
融資未実行残高	534,254百万円	541,875百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの及び総合口座の貸越契約 によるもの	531,913百万円	536,443百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年 3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年 3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3月31日)
	7,591百万円	7,764百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	19,334百万円	20,462百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
圧縮記帳額	1,995百万円	1,995百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(ー 百万円)

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付借入金	4,000百万円	3,000百万円

12. 社債は劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付社債	5,300百万円	5,300百万円

13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	8,369百万円	7,404百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
貸出金償却	14百万円	9百万円
株式等償却	149百万円	418百万円

2. 固定資産の減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)			
当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び使用目的の変更により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、151百万円を減損損失として特別損失に計上しております。				当連結会計年度において、以下の資産について処分の意思決定を行い、投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。			
地域	用途	種類	減損損失	地域	用途	種類	減損損失
三重県内	遊休資産	土地・建物	37百万円	三重県外	遊休資産	土地	7百万円
三重県外	営業店舗	土地	114百万円				

なお、資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。当連結会計年度は、正味売却価額を用い、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,858	13,125
組替調整額	866	2,637
税効果調整前	1,991	10,487
税効果額	989	1,704
その他有価証券評価差額金	1,001	8,782
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	335	101
組替調整額	68	68
税効果調整前	267	33
税効果額	104	11
繰延ヘッジ損益	163	22
土地再評価差額金：		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	—
税効果額	464	—
土地再評価差額金	464	—
その他の包括利益合計	1,629	8,805

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	3,155	22	58	3,119	(注)
合計	3,155	22	58	3,119	

(注) 自己株式の増加22千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少58千株は、連結子会社による売却による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	906	5.00	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月27日
	A種優先株式	474	7.91	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 6 月22日 定時株主総会	普通株式	906	利益剰余金	5.00	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月25日
	A種優先株式	441	利益剰余金	7.35	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月25日

当連結会計年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	3,119	25	26	3,118	(注)
合計	3,119	25	26	3,118	

(注) 自己株式の増加25千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少26千株は、連結子会社による売却による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				30	
合計			—				30	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	906	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日
	A種優先株式	441	7.35	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	997	利益剰余金	5.50	平成25年3月31日	平成25年6月24日
	A種優先株式	438	利益剰余金	7.30	平成25年3月31日	平成25年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金預け金勘定	39,833百万円	55,809百万円
定期預け金	11百万円	11百万円
その他の預け金	946百万円	744百万円
現金及び現金同等物	38,875百万円	55,053百万円

[次へ](#)

(リース取引関係)

借主側

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、車両であります。

(イ) 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

貸主側

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
リース料債権部分の金額	9,743	9,286
見積残存価額部分の金額	993	1,000
受取利息相当額	1,489	1,337
期末リース投資資産	9,248	8,948

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年以内	3,146	3,002
1年超2年以内	2,491	2,345
2年超3年以内	1,815	1,697
3年超4年以内	1,165	1,109
4年超5年以内	620	601
5年超	504	529

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、主に中小規模事業者等に対する事業資金のご融資、個人のお客様に対する住宅資金や消費資金等のご融資を行うとともに、リースやクレジットカード等、金融に係る幅広いニーズにお応えする金融サービス事業を行っております。

また、預金者の皆様から預金をお預りするとともに、社債の発行等により資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当行では、資産及び負債の総合的管理を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として中小規模事業者等に対する事業資金や、個人のお客様に対する住宅資金や消費資金等の貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券については、主に国債等債券や株式による運用を行っていますが、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

預金、社債等については、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、流動性リスクに晒されています。

また、固定金利の貸出金や預金につきましては、市場金利の変動に伴う金利変動リスクに晒されていますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

外貨建の資産、負債につきましては、為替の変動リスクに晒されていますが、一部は為替予約等を行うことにより当該リスクを回避しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、クレジット・ポリシーや融資管理規程等、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部門により行われ、また、権限によっては、経営陣による常務会を開催し審議・報告を行っています。更に、与信管理の状況については、監査部門がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

()金利リスクの管理

当行グループは、ALMの手法によって金利の変動リスクを管理しています。リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、金利リスク状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。日常的には、総合企画部ALM室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次でリスク管理委員会に報告しています。

()為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。また、為替予約を利用するなど、為替の変動リスクの低減を図っています。

()価格変動リスクの管理

当行グループは、価格の変動リスクに関して、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会や常務会で検討されており、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

()デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、「ヘッジとしてのデリバティブ取引取扱規定」に基づき実施されています。

()市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される株式及び債券等、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等です。

当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、過去10年間のリスク変数の推移をもとに、保有期間を60営業日とした場合の合理的な予想変動幅に基づき計算した時価の変動額を市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利リスクについては、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、平成25年3月31日現在、合理的な金利の変動として、指標となる長期金利が21.6ベース・ポイント上昇(前連結会計年度は22.1ベース・ポイント上昇)したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債を相殺した後の純額（資産側）の時価は6,338百万円減少（前連結会計年度は6,200百万円減少）するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

価格変動リスクについては、TOPIXまたはREIT指数以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、平成25年3月31日現在、合理的なリスク変数の変動がTOPIXの場合は10.6%下落（前連結会計年度は10.7%下落）、REIT指数の場合は11.3%下落（前連結会計年度は11.9%下落）したものと想定した場合には、当該金融資産の時価は4,081百万円減少（前連結会計年度は3,509百万円減少）するものと把握しております。当該変動額は、TOPIXまたはREIT指数を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、TOPIXまたはREIT指数とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

なお、将来においてリスク変数の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。また、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）等の感応度による市場リスクの定量情報は、前提条件等に基づいて算定した値であり、最大損失の予測を意図するものではありません。さらに、将来の市場の状況は、過去とは大幅に異なることがあります。

流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスクに関して、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、流動性リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、資産・負債の両面から流動性についての評価を行い、資金調達可能時点と金額等を把握するなど、流動性リスクの低減を図っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	39,833	39,833	—
(2) コールローン及び買入手形	22,000	22,000	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	782	782	—
(4) 有価証券 その他有価証券	580,889	580,889	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（１）	1,155,242 9,724		
	1,145,517	1,151,119	5,601
資産計	1,789,023	1,794,625	5,601
(1) 預金	1,696,646	1,701,950	5,304
(2) 借入金	28,120	28,193	72
負債計	1,724,766	1,730,144	5,377
デリバティブ取引（２） ヘッジ会計が適用されていないもの	—	380	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(40)	129	—
デリバティブ取引計	(40)	509	—

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」の中には、金利スワップの特例処理によるものを含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	55,809	55,809	—
(2) コールローン及び買入手形	40,000	40,000	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	836	836	—
(4) 有価証券 その他有価証券	582,326	582,326	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,162,241 11,161		
	1,151,080	1,157,315	6,235
資産計	1,830,052	1,836,287	6,235
(1) 預金	1,731,920	1,735,992	4,071
(2) 借入金	24,127	24,184	57
負債計	1,756,048	1,760,176	4,128
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	449	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(74)	11	—
デリバティブ取引計	(74)	438	—

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」の中には、金利スワップの特例処理によるものを含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)コールローン及び買入手形

コールローンについては、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、買入手形については該当ありません。

(3)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことで時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

前連結会計年度は、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場価格を連結貸借対照表計上額とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を連結貸借対照表計上額としております。

市場価格を時価として算定した場合に比べて、「有価証券」は1,150百万円増加、「繰延税金資産」が400百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は750百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定して算出した現在価値に基づき算出しております。なお、主たる価格決定変数は、国債の利回り及び価格並びにスワップション・ボラティリティであります。

当連結会計年度は、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい状況ではないため、市場価格を連結貸借対照表計上額としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約、通貨オプション）であり、割引現在価値・取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式（ 1 ）（ 2 ）	1,728	1,749
合 計	1,728	1,749

（ 1 ） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（ 2 ） 前連結会計年度において、非上場株式について34百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	4,692	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	22,000	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	47,016	157,116	119,533	53,221	138,432	28,839
うち国債	18,020	96,378	55,427	15,689	77,452	28,839
地方債	3,287	7,242	10,394	11,666	29,233	—
社債	16,388	30,253	31,259	18,260	24,627	—
貸出金	223,532	226,204	146,392	89,376	108,434	212,563
合 計	297,240	383,320	265,925	142,597	246,866	241,402

（注）1．社債のうち、期間の定めのないもの1,000百万円は含めておりません。

2．貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない14,978百万円、期間の定めのないもの148,737百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	18,677	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	40,000	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期 があるもの	84,559	111,858	144,222	62,012	121,154	16,626
うち国債	60,040	32,406	66,372	24,280	94,118	16,626
地方債	3,711	4,760	12,366	14,673	13,397	—
社債	8,199	43,113	47,403	15,257	12,776	—
貸出金	221,688	228,269	150,458	91,828	97,788	221,422
合 計	364,924	340,127	294,680	153,840	218,942	238,048

（注）１．貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない14,645百万円、期間の定めのないもの150,788百万円は含めておりません。

（注４）社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	1,360,345	253,256	61,128	20,658	1,259	—
借入金	20,521	3,628	970	—	2,000	1,000
合 計	1,380,866	256,884	62,098	20,658	3,259	1,000

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（ ）	1,411,178	235,041	78,694	6,031	976	—
借入金	16,889	3,364	874	—	3,000	—
合 計	1,428,067	238,405	79,568	6,031	3,976	—

（ ） 預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	16	22

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	13,238	10,219	3,019
	債券	424,571	414,392	10,178
	国債	257,815	252,203	5,611
	地方債	59,472	57,124	2,347
	社債	107,284	105,064	2,219
	その他	47,864	45,137	2,727
	小計	485,674	469,749	15,925
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	10,202	11,711	1,508
	債券	50,851	51,054	202
	国債	33,993	33,994	1
	地方債	2,353	2,358	5
	社債	14,505	14,700	195
	その他	34,160	35,933	1,772
	小計	95,215	98,699	3,484
合計		580,889	568,448	12,441

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	21,939	15,251	6,687
	債券	444,147	433,034	11,113
	国債	278,770	272,950	5,819
	地方債	48,795	46,348	2,447
	社債	116,581	113,735	2,846
	その他	69,441	63,144	6,296
	小計	535,527	511,430	24,097
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	4,421	4,977	556
	債券	25,358	25,558	199
	国債	15,074	15,139	64
	地方債	115	115	—
	社債	10,167	10,303	135
	その他	17,018	17,430	412
	小計	46,798	47,967	1,168
合計		582,326	559,397	22,928

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,916	308	461
債券	217,300	1,384	237
国債	199,418	800	237
地方債	14,113	464	—
社債	3,768	119	—
その他	3,239	411	278
合計	222,456	2,103	976

当連結会計年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	3,612	351	290
債券	271,387	2,892	211
国債	241,401	1,801	211
地方債	22,816	833	—
社債	7,169	258	—
その他	2,079	315	134
合計	277,079	3,559	636

6．保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

該当事項はありません。

7．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、179百万円（うち、株式114百万円、その他64百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、408百万円（株式408百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理することとしております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,962	43

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,170	237

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。
前連結会計年度(平成24年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	12,441
その他有価証券	12,441
()繰延税金負債	3,542
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,899
()少数株主持分相当額	10
その他有価証券評価差額金	8,888

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	22,928
その他有価証券	22,928
()繰延税金負債	5,246
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	17,682
()少数株主持分相当額	26
その他有価証券評価差額金	17,655

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成25年３月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成24年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	14,653	—	345	345
	売建	14,571	—	345	345
	買建	81	—	0	0
	通貨オプション	3,547	—	34	34
	売建	1,773	—	23	23
	買建	1,773	—	10	10
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	380	380

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約	18,970	—	183	183
	売建	18,881	—	183	183
	買建	89	—	0	0
	通貨オプション	6,377	—	266	266
	売建	3,188	—	225	225
	買建	3,188	—	40	40
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	449	449

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ		22,761	20,722	68
	受取固定・支払変動	預金	22,761	20,722	68
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	金利先渡契約	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ		18,049	11,082	197
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	18,049	11,082	197
	合計	—	—	—	129

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ		20,664	20,664	98
	受取固定・支払変動	預金	20,664	20,664	98
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	金利先渡し契約	—	—	—	—
金利スワップの 特例処理	金利スワップ		10,781	4,470	86
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	10,781	4,470	86
	合計	—	—	—	11

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び企業年金基金制度を設けるとともに、確定拠出年金制度を設けております。

連結子会社については、退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	8,254	7,935
年金資産	(B)	<u>2,536</u>	<u>2,809</u>
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	5,717	5,126
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	566	377
未認識数理計算上の差異	(E)	1,504	1,045
未認識過去勤務債務	(F)	<u>329</u>	<u>299</u>
連結貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E)+(F)	3,976	4,001
前払年金費用	(H)	<u>—</u>	<u>—</u>
退職給付引当金	(G) - (H)	<u>3,976</u>	<u>4,001</u>

(注) １．臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

２．連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

３．退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	425	266
利息費用	211	147
期待運用収益	60	63
過去勤務債務の費用処理額	29	29
数理計算上の差異の費用処理額	391	321
会計基準変更時差異の費用処理額	237	188
その他	33	202
退職給付費用	1,209	1,033
確定拠出金制度への移行に伴う特別損失	487	—
計	1,697	1,033

(注) １．簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。
２．「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1.8%	1.8%

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
2.5%	2.5%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

12年（発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

12年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしている）

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

15年

(ストック・オプション等関係)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業経費	一百万円	30百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 9 名、執行役員 5 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 230,300株
付与日	平成24年 8 月 8 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成24年 8 月 9 日～平成54年 8 月 8 日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成25年 3 月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成24年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	230,300株
失効	—
権利確定	—
未確定残	230,300株
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

単価情報

	平成24年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1円
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	132円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成24年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価方法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成24年ストック・オプション
株価変動性(注1)	32.9%
予想残存期間(注2)	1.8年
予想配当(注3)	5円/株
無リスク利子率(注4)	0.09%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する過去期間(平成22年10月11日の週から平成24年7月30日の週まで)の株価実績に基づき、週次で算出しております。
2. 過去の役員データにより、平均的な退任までの期間を見積もっております。
3. 平成24年3月期における配当実績を採用しております。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主要な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	7,380百万円	8,052百万円
退職給付引当金	2,323百万円	1,934百万円
税務上の繰越欠損金	603百万円	98百万円
賞与引当金	323百万円	288百万円
減価償却費	218百万円	319百万円
有価証券評価損	7,667百万円	7,046百万円
その他	1,142百万円	1,197百万円
繰延税金資産小計	19,660百万円	18,937百万円
評価性引当額	9,767百万円	9,815百万円
繰延税金資産合計	9,893百万円	9,121百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,542百万円	5,246百万円
その他	27百万円	44百万円
繰延税金負債合計	3,569百万円	5,291百万円
繰延税金資産の純額	6,324百万円	3,830百万円

２．連結財務諸表提出会社の法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3月31日)
法定実効税率	39.7%	37.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に参入されない項目	1.0%	1.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.5%	2.7%
住民税均等割	1.1%	1.3%
評価性引当金の増減	12.6%	1.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	17.7%	—%
連結調整分	2.3%	1.1%
その他	0.2%	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.9%	40.9%

(資産除去債務関係)

資産除去債務は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービス事業を展開しております。従いまして、サービス別に業務別セグメントが構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業」は、当行の本店のほか支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などの業務を行っております。また、「リース業」は、各種機械設備の総合リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

なお、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項 (4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる当連結会計年度の各セグメント利益に与える影響額は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	35,530	5,228	40,758	633	41,391
セグメント間の内部経常収益	112	701	813	1,340	2,154
計	35,642	5,930	41,572	1,973	43,545
セグメント利益	4,846	118	4,964	441	5,406
セグメント資産	1,839,474	14,554	1,854,029	6,312	1,860,341
その他の項目					
減価償却費	1,460	3,187	4,648	4	4,652
資金運用収益	28,755	15	28,770	214	28,985
資金調達費用	3,484	162	3,646	25	3,671
貸倒引当金繰入額	1,817	69	1,887	40	1,846
株式等償却	149	—	149	—	149
特別利益	0	—	0	—	0
(固定資産処分益)	0	—	0	—	0
特別損失	641	0	641	37	679
(固定資産処分損)	39	0	39	0	39
(減損損失)	114	—	114	37	151
(退職給付制度改定損)	487	—	487	—	487
税金費用	1,874	87	1,962	177	2,139
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,837	3,918	5,756	2	5,759

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	35,743	4,926	40,669	797	41,467
セグメント間の内部経常収益	102	685	787	909	1,697
計	35,845	5,611	41,457	1,707	43,164
セグメント利益	3,264	265	3,529	311	3,841
セグメント資産	1,880,759	14,763	1,895,522	6,435	1,901,958
その他の項目					
減価償却費	1,734	3,120	4,855	5	4,860
資金運用収益	26,935	14	26,949	150	27,099
資金調達費用	2,977	145	3,123	18	3,141
貸倒引当金繰入額	3,470	39	3,430	50	3,480
株式等償却	418	—	418	—	418
特別利益	19	—	19	—	19
(固定資産処分益)	19	—	19	—	19
特別損失	45	0	45	0	46
(固定資産処分損)	38	0	38	0	39
(減損損失)	7	—	7	—	7
税金費用	1,254	153	1,408	135	1,543
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,572	3,881	7,453	1	7,454

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	41,572	41,457
「その他」の区分の経常収益	1,973	1,707
セグメント間取引消去	2,154	1,697
連結損益計算書の経常収益	41,391	41,467

- (注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,964	3,529
「その他」の区分の利益	441	311
セグメント間取引消去	169	49
連結損益計算書の経常利益	5,237	3,791

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,854,029	1,895,522
「その他」の区分の資産	6,312	6,435
セグメント間取引消去	11,464	12,408
連結貸借対照表の資産合計	1,848,876	1,889,549

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	4,648	4,855	4	5	—	—	4,652	4,860
資金運用収益	28,770	26,949	214	150	94	75	28,890	27,024
資金調達費用	3,646	3,123	25	18	78	63	3,593	3,078
貸倒引当金繰入額	1,887	3,430	40	50	11	0	1,858	3,481
株式等償却	149	418	—	—	—	—	149	418
特別利益	0	19	—	—	—	—	0	19
(固定資産処分益)	0	19	—	—	—	—	0	19
特別損失	641	45	37	0	—	15	679	30
(固定資産処分損)	39	38	0	0	—	15	39	23
(減損損失)	114	7	37	—	—	—	151	7
(退職給付制度改定損)	487	—	—	—	—	—	487	—
税金費用	1,962	1,408	177	135	0	3	2,140	1,547
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,756	7,453	2	1	—	—	5,759	7,454

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	21,563	9,373	5,228	5,226	41,391

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	20,405	10,320	4,926	5,815	41,467

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	114	—	114	37	151

当連結会計年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	7	—	7	—	7

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1 株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	317.09	369.22
1 株当たり当期純利益金額	円	10.38	8.59
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	円	6.69	5.78

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	90,205	100,097
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	32,734	33,180
うち優先株式	百万円	30,000	30,000
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	441	438
うち新株予約権	百万円	—	30
うち少数株主持分	百万円	2,293	2,711
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	57,470	66,917
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	181,238	181,239

2 . 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	2,322	1,996
普通株主に帰属しない金額	百万円	441	438
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	441	438
普通株式に係る当期純利益	百万円	1,881	1,558
普通株式の期中平均株式数	千株	181,210	181,236
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	441	438
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	441	438
普通株式増加数	千株	165,562	164,082
うち優先株式	千株	165,562	163,934
うち新株予約権	千株	—	147
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第3回期限前 償還条項付無 担保社債(劣 後特約付)	平成23年 6月21日	5,300	5,300	平成23年6月22日から 平成28年6月21日まで 年2.59%、平成28年6 月21日の翌日以降は、 募集要項に記載された 「利息支払の方法」欄 第2項の規定に基づき 定められるロンドン銀 行間市場における6ヶ 月ユーロ円LIBORに 3.50%を加算したもの とする。	なし	平成33年 6月21日
合計	—	—	5,300	5,300	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	28,120	24,127	0.73	—
借入金	28,120	24,127	0.73	平成25年4月～ 平成34年4月
リース債務	59	54	—	平成25年4月～ 平成29年6月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸
 借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
 2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	16,889	2,111	1,252	618	255
リース債務(百万円)	15	14	14	9	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているた
 め、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリー
 ス債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び
 当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の
 作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	10,603	21,416	31,276	41,467
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	1,531	1,871	2,398	3,780
四半期(当期)純利 益金額(百万円)	929	982	1,314	1,996
1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	5.13	5.42	7.25	8.59

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益金額(円)	5.13	0.29	1.83	1.34

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	39,491	55,481
現金	35,140	37,131
預け金	4,351	18,349
コールローン	22,000	40,000
商品有価証券	782	836
商品国債	610	605
商品地方債	172	231
金銭の信託	1,962	2,170
有価証券	582,408	583,838
国債	291,808	293,845
地方債	61,825	48,911
社債	121,789	126,749
株式	24,959	27,873
その他の証券	82,025	86,459
貸出金	1,158,731	1,165,788
割引手形	12,924	12,048
手形貸付	63,295	60,180
証書貸付	934,493	943,365
当座貸越	148,018	150,194
外国為替	1,459	2,027
外国他店預け	1,131	1,575
買入外国為替	153	247
取立外国為替	174	204
その他資産	4,643	4,384
未決済為替貸	162	182
前払費用	65	48
未収収益	2,018	2,041
金融派生商品	169	425
その他の資産	2,228	1,686
有形固定資産	26,092	27,228
建物	6,126	6,196
土地	17,445	17,441
リース資産	1,156	2,017
建設仮勘定	-	229
その他の有形固定資産	1,364	1,342
無形固定資産	2,325	3,826
ソフトウェア	1,556	1,348
ソフトウェア仮勘定	689	2,398
その他の無形固定資産	79	79
繰延税金資産	5,920	3,549
支払承諾見返	3,058	2,489
貸倒引当金	9,402	10,861
資産の部合計	1,839,474	1,880,759

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
負債の部		
預金	7 1,700,919	7 1,736,345
当座預金	65,766	66,000
普通預金	527,330	557,076
貯蓄預金	13,578	12,644
通知預金	7,170	6,805
定期預金	1,060,539	1,066,310
定期積金	13,038	12,572
その他の預金	13,493	14,935
借入金	19,597	15,861
借入金	7, 12 19,597	7, 12 15,861
外国為替	12	14
売渡外国為替	12	14
未払外国為替	0	-
社債	13 5,300	13 5,300
その他負債	13,931	14,991
未決済為替借	293	313
未払法人税等	239	721
未払費用	7,037	7,329
前受収益	854	756
給付補填備金	9	6
金融派生商品	256	403
リース債務	1,214	2,117
資産除去債務	132	152
その他の負債	3,894	3,189
賞与引当金	805	718
役員賞与引当金	18	-
退職給付引当金	3,922	3,955
役員退職慰労引当金	339	-
睡眠預金払戻損失引当金	160	161
偶発損失引当金	296	368
再評価に係る繰延税金負債	9 3,296	9 3,287
支払承諾	3,058	2,489
負債の部合計	1,751,658	1,783,493
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,761	32,761
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	17,761	17,761
利益剰余金	6,249	6,898
利益準備金	15 508	15 777
その他利益剰余金	5,740	6,120
繰越利益剰余金	5,740	6,120
自己株式	1,116	1,120
株主資本合計	75,355	76,001
その他有価証券評価差額金	8,887	17,652
繰延ヘッジ損益	26	48
土地再評価差額金	9 3,546	9 3,533
評価・換算差額等合計	12,460	21,234
新株予約権	-	30
純資産の部合計	87,816	97,266
負債及び純資産の部合計	1,839,474	1,880,759

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
経常収益	35,642	35,845
資金運用収益	28,755	26,935
貸出金利息	21,437	20,325
有価証券利息配当金	7,235	6,533
コールローン利息	40	38
預け金利息	1	2
その他の受入利息	38	35
役務取引等収益	4,241	4,415
受入為替手数料	1,181	1,162
その他の役務収益	3,060	3,252
その他業務収益	1,984	3,445
外国為替売買益	13	17
商品有価証券売却益	1	4
国債等債券売却益	1,795	3,207
国債等債券償還益	22	-
金融派生商品収益	151	215
その他経常収益	660	1,049
償却債権取立益	1	10
株式等売却益	308	565
金銭の信託運用益	67	213
その他の経常収益	282	260
経常費用	30,796	32,581
資金調達費用	3,484	2,977
預金利息	3,118	2,753
コールマネー利息	0	0
借入金利息	107	86
社債利息	257	136
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,827	1,903
支払為替手数料	258	253
その他の役務費用	1,568	1,649
その他業務費用	622	346
国債等債券売却損	515	346
国債等債券償却	64	-
社債発行費償却	43	-
営業経費	21,754	22,590
その他経常費用	3,107	4,764
貸倒引当金繰入額	1,817	3,470
貸出金償却	0	-
株式等売却損	565	380
株式等償却	149	418
その他の経常費用	575	495
経常利益	4,846	3,264

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
特別利益	0	19
固定資産処分益	0	19
特別損失	641	45
固定資産処分損	39	38
減損損失	¹ 114	¹ 7
退職給付制度改定損	487	-
税引前当期純利益	4,204	3,238
法人税、住民税及び事業税	51	601
法人税等調整額	1,823	653
法人税等合計	1,874	1,254
当期純利益	2,329	1,983

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	37,461	37,461
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	37,461	37,461
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	15,000	15,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,000	15,000
その他資本剰余金		
当期首残高	17,761	17,761
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,761	17,761
資本剰余金合計		
当期首残高	32,761	32,761
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	32,761	32,761
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	232	508
当期変動額		
利益準備金の積立	276	269
当期変動額合計	276	269
当期末残高	508	777
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,068	5,740
当期変動額		
剰余金の配当	1,381	1,347
当期純利益	2,329	1,983
利益準備金の積立	276	269
土地再評価差額金の取崩	-	13
当期変動額合計	672	379
当期末残高	5,740	6,120
利益剰余金合計		
当期首残高	5,300	6,249
当期変動額		
剰余金の配当	1,381	1,347
当期純利益	2,329	1,983
利益準備金の積立	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	13
当期変動額合計	948	649
当期末残高	6,249	6,898

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
自己株式		
当期首残高	1,112	1,116
当期変動額		
自己株式の取得	3	3
当期変動額合計	3	3
当期末残高	1,116	1,120
株主資本合計		
当期首残高	74,410	75,355
当期変動額		
剰余金の配当	1,381	1,347
当期純利益	2,329	1,983
自己株式の取得	3	3
土地再評価差額金の取崩	-	13
当期変動額合計	944	645
当期末残高	75,355	76,001
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7,896	8,887
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	991	8,765
当期変動額合計	991	8,765
当期末残高	8,887	17,652
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	136	26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	163	22
当期変動額合計	163	22
当期末残高	26	48
土地再評価差額金		
当期首残高	3,082	3,546
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	464	13
当期変動額合計	464	13
当期末残高	3,546	3,533
評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,842	12,460
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,618	8,773
当期変動額合計	1,618	8,773
当期末残高	12,460	21,234
新株予約権		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	30
当期変動額合計	-	30
当期末残高	-	30

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
純資産合計		
当期首残高	85,253	87,816
当期変動額		
剰余金の配当	1,381	1,347
当期純利益	2,329	1,983
自己株式の取得	3	3
土地再評価差額金の取崩	-	13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,618	8,804
当期変動額合計	2,563	9,449
当期末残高	87,816	97,266

注記事項

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当行は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として1年～5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,454百万円(前事業年度末は15,798百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理数理計算上の差異：

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

【追加情報】

(業績連動型報酬関連)

当行は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支払見込額のうち、当事業年度に帰属する額を「役員賞与引当金」に計上していましたが、平成24年6月22日開催の第103期定時株主総会の決議により、役員報酬制度の見直しを行い、役員賞与を業績連動型報酬へ変更いたしました。これに伴い、当該報酬額未払分170万円については「その他の負債」に含めて表示しております。

(役員退職慰労引当金関連)

当行は、平成24年6月22日開催の第103期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分306百万円については「その他の負債」に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
関係会社株式	81百万円	81百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	710百万円	879百万円
延滞債権額	24,301百万円	26,973百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	1,082百万円	740百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,289百万円	1,827百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	27,383百万円	30,420百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	13,078百万円	12,295百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	34,030百万円	33,325百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,346百万円	1,497百万円
借入金	15,550百万円	12,830百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有価証券	29,551百万円	29,234百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
保証金	379百万円	383百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
融資未実行残高	530,830百万円	538,685百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの及び総合口座の貸越契約 によるもの	528,490百万円	533,253百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	7,591百万円	7,764百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	19,091百万円	20,206百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
圧縮記帳額	1,995百万円	1,995百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(一百万円)

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付借入金	4,000百万円	3,000百万円

13. 社債は劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付社債	5,300百万円	5,300百万円

14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	8,369百万円	7,404百万円

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	276百万円	269百万円

(損益計算書関係)

1. 固定資産の減損損失の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)				当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)			
当事業年度において、営業キャッシュ・フローの低下により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、114百万円を減損損失として特別損失に計上しております。				当事業年度において、以下の資産について処分意思決定を行い、投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。			
地域	用途	種類	減損損失	地域	用途	種類	減損損失
三重県外	営業店舗	土地	114百万円	三重県外	遊休資産	土地	7百万円

資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。当事業年度は、正味売却価額を用い、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,022	22	—	3,044	(注)
合計	3,022	22	—	3,044	

(注) 自己株式の増加22千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当事業年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,044	25	—	3,070	(注)
合計	3,044	25	—	3,070	

(注) 自己株式の増加25千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	712	655	33	23
合計	712	655	33	23

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	23	—
1年超	—	—
合計	23	—

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

リース資産減損勘定期末残高

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
リース資産減損勘定年度末残高	0百万円	—百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
支払リース料	113	23
リース資産減損勘定の取崩額	0	0
減価償却費相当額	114	23
減損損失	—	—

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年 3 月31日）

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
子会社株式	81	81
合計	81	81

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主要な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	6,725百万円	7,436百万円
退職給付引当金	2,300百万円	1,919百万円
税務上の繰越欠損金	508百万円	—百万円
賞与引当金	298百万円	266百万円
減価償却費	218百万円	319百万円
有価証券評価損	7,667百万円	7,047百万円
その他	1,041百万円	1,088百万円
繰延税金資産小計	18,761百万円	18,077百万円
評価性引当額	9,279百万円	9,252百万円
繰延税金資産合計	9,481百万円	8,824百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,534百万円	5,230百万円
その他	27百万円	44百万円
繰延税金負債合計	3,561百万円	5,275百万円
繰延税金資産の純額	5,920百万円	3,549百万円

２．法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	39.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に参入されない項目	1.0%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.5%	
住民税均等割	1.1%	
評価性引当金の増減	13.9%	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	19.1%	
その他	0.0%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5%	

(資産除去債務関係)

資産除去債務は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	316.44	368.46
1 株当たり当期純利益金額	円	10.41	8.52
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	円	6.71	5.74

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	87,816	97,266
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	30,441	30,468
うち優先株式	百万円	30,000	30,000
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	441	438
うち新株予約権	百万円	—	30
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	57,375	66,797
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数	千株	181,313	181,287

2 . 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	2,329	1,983
普通株主に帰属しない金額	百万円	441	438
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	441	438
普通株式に係る当期純利益	百万円	1,888	1,545
普通株式の期中平均株式数	千株	181,324	181,300
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	441	438
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	441	438
普通株式増加数	千株	165,562	164,082
うち優先株式	千株	165,562	163,934
うち新株予約権	千株	—	147
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1 株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	19,679	613	55	20,237	14,040	537	6,196
土地	17,445	26	30	17,441	—	—	17,441
リース資産	1,725	1,371	50	3,046	1,029	495	2,017
建設仮勘定	—	503	274	229	—	—	229
その他の 有形固定資産	6,333	219	73 (7)	6,479	5,136	231	1,342
有形固定資産計	45,184	2,735	484 (7)	47,434	20,206	1,265	27,228
無形固定資産							
ソフトウェア	10,297	756	862	10,191	8,842	964	1,348
ソフトウェア 仮勘定	689	2,129	420	2,398	—	—	2,398
その他の 無形固定資産	167	—	—	167	88	0	79
無形固定資産計	11,154	2,885	1,282	12,758	8,931	964	3,826

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. リース資産の当期増加額の主なものは、営業店端末及び関連機器654百万円、A T M及び関連機器344百万円であります。

3. ソフトウェア仮勘定の当期増加額の主なものは、次期基幹系システム関連投資1,970百万円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	9,402	10,861	2,011	7,391	10,861
一般貸倒引当金	3,826	4,259	—	3,826	4,259
個別貸倒引当金	5,576	6,601	2,011	3,565	6,601
うち非居住者向け 債権分	—	—	—	—	—
賞与引当金	805	718	805	—	718
役員賞与引当金(注2)	18	—	18	—	—
役員退職慰労引当金	339	—	71	268	—
睡眠預金払戻損失引当 金	160	161	—	160	161
偶発損失引当金	296	368	—	296	368
計	11,022	12,110	2,905	8,116	12,110

(注) 1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金.....洗替による取崩額

個別貸倒引当金.....洗替による取崩額

役員退職慰労引当金.....役員退職慰労金制度廃止による未払金への振替額

睡眠預金払戻損失引当金...洗替による取崩額

偶発損失引当金.....洗替による取崩額

2. 役員報酬制度の見直しを行い、役員賞与を業績連動型報酬に変更いたしました。

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	239	1,135	144	509	721
未払法人税等	58	841	8	381	510
未払事業税	180	294	135	127	211

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成25年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金17,921百万円、他の銀行等への預け金428百万円であります。
その他の証券	外国証券66,561百万円、受益証券19,020百万円その他であります。
前払費用	機械賃借料16百万円、火災保険料16百万円、借入金利息10百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息933百万円、有価証券利息911百万円その他であります。
その他の資産	仮払金448百万円(仮払税金等)、保証金等383百万円、未収金236百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	外貨預金10,445百万円、別段預金4,222百万円、納税準備預金261百万円その他であります。
未払費用	預金利息6,272百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息689百万円その他であります。
その他の負債	仮受金1,036百万円(現金自動設備の相互利用による預かり金等)、外国為替換算差金257百万円、預金利子諸税等預り金133百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特定口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特定口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当銀行の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、伊勢新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	
株主優遇定期	1,000株以上所有の株主に対し、株主優遇定期を取り扱っております。

(注) 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、並 びに確認書	事業年度 (第103期)	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	平成24年 6 月25日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第103期)	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	平成24年 6 月25日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確 認書	第104期 第 1 四半期 第104期 第 2 四半期 第104期 第 3 四半期	自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日 自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年 9 月30日 自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日	平成24年 8 月10日 関東財務局長に提出。 平成24年11月26日 関東財務局長に提出。 平成25年 2 月12日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第 2 項第 9 号の 2 (定時株主総会における 決議事項)に基づく臨時報告書であります。		平成24年 6 月26日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6 月21日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水 守 理 智
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 川 琢 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 浩 彦

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社第三銀行の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社第三銀行が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月21日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水 守 理 智
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 川 琢 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 浩 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第104期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第三銀行の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。